

令 和 5 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 2 回 定 例 会 6 月 8 日 開 会
 6 月 9 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 5 年 6 月 8 日（木曜日）

第 2 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和5年 第2回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和5年6月8日（木曜日）

出席議員（9名）

2番	伊藤貴之君	3番	須藤敏彦君
4番	佐藤勝君	5番	八鍬信一君
6番	加藤忠己君	7番	佐藤雅之君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

欠席議員（1名）

1番 早坂民奈君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐

岡 部 雅 人 君

議事日程 第1号

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について

報告2 令和4年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告3 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算

書の報告について

第 4 本期受理の請願

請願第2号 庁舎移転の経過説明会を求める請願

請願第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和5年度第2回大蔵村議会6月定例会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴していただきます皆様に対し、議会を代表し心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は9人です。

早坂民奈議員から欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番須藤敏彦議員、4番佐藤 勝議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は本日6月8日から6月9日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月8日から6月9日までの2日間に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君）　日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告していただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　お集まりの皆様、改めましておはようございます。

令和5年村議会第2回定例会の開会に当たり、諸報告の前に一言御挨拶を申し上げます。
まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました議員の皆様方、そして、傍聴にお越しの皆様方、大変御苦労さまでございます。

また、先日は、御多忙中にもかかわらず、東京大蔵会総会に御出席をいただき、議員皆様方、それぞれに大蔵村の状況をお伝えしていただくとともに、観光PRを担っていただき、誠にありがとうございました。

私も会員皆様方のふるさとを思う気持ちがひしひしと感じられ、懐かしさやうれしさとともに、活力ある村づくりに邁進しなければとの決意を新たにしたところでございます。本当に御苦労さまでした。

さて、6月に入り、周りの水田に目をやりますと早苗が日ごとに色濃くなってまいりました。
そして、周りの山々もすっかり初夏の装いで、観光シーズン真っ盛りの季節を迎えております。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から、季節性インフルエンザと同じ5類に移行したことに伴い、人々の移動も多くなり、有名な観光地には多くの観光客が訪れている報道を目に入れします。

本村においても、肘折温泉を訪れる方々が徐々に増加する傾向にありますので、議員皆様方の御理解をいただきながら、さらに観光客増加に向け、PRに努め、疲弊した観光産業、商工業への支援に意を配してまいりたいと思います。

また、物価高騰、電力料金の高騰が村民生活の重しになっております。国や県の対応策を注視しながら、適切な対応を行う必要があると考えております。

その一環として、先日、升玉水力発電事業の還元として、各世帯に商品券を配布させていただきました。高騰する電気料金に対して一助にしていただければ幸いと考えております。

さらに、村独自の緊急経済対策として、今議会に御提案しております補正予算に、各世帯への商品券配布に係る予算を計上しておりますので、議員皆様方の御理解をいただきますようお願いいたします。

加えて、物価高騰、電力料金高騰などに対する支援策などについて、地域を見て、山形県町村会とともに国や県に対して要望や、政策提言を行ってまいりたいと考えます。これにつきま

しても、議員皆様方の御理解をいただきますようお願いをいたします。

そのほかにも本議会には報告3件のほか、条例の一部改正や農業委員会委員の改選に伴う人事案件、さらにコロナ感染症地方創生臨時交付金を活用した補正予算など16議案を御提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、諸報告に入ります。

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について。

令和4年度における肘折温泉郷振興株式会社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。詳細につきましては、過日開催の議会全員協議会で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

報告2 令和4年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度において、繰越明許費として繰り越しをしました総務費、村営バス購入事業ほか6件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

報告3 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度において、繰越明許費として繰り越ししました水道事業経営総務費、清水合海地区配水管布設事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

以上であります。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 本期受理の請願

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、本期受理の請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおりであります。

会議規則第92条の規定により、請願第2号 庁舎移転の経過説明会を求める請願については、総務文教常任委員会に、請願第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第5 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで4名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

5番八鍬信一君。

〔5番 八鍬信一君 登壇〕

○5番（八鍬信一君） 一般質問通告、私は「県道30号線」赤松地区内消雪道路について質問をしますけれども、この本件については、冬期間全く機能していない状況にあります。少量の水は出るんですが、途切れたり、全く出なかったり、雪を解かすまでにはなっていない状況です。道路路肩より積雪が始まっています、最終的には両端が雪の山になりますんで、1車線になってしまう危険な道路でもあります。

道路管理者である県に除排雪をお願いしているわけですけれども、なかなかすぐには来てもらえないため、やむなく地元のホイルローダーやトラクタースノーブロアによって毎年除排雪を地元有志でやっております。状況を見るとやっぱり、特に状況を知らない地区外の車なんかは、雪の壁すれすれ、車の交換のときにですね、すれすれに擦ってして走ったりする、本当に危険な道路です。

県では、井戸・ポンプの改修はしないと前々から言われております。それで、積もったときには役場を通して機械除雪をお願いしているんですが、なかなか来ないです。極限までたまつてやっとくるという状況ですね。

この冬も地元では5回ほど除雪をしました。我々の機械にも限界がありますので、なかなか雪壁ができてしまうと、排雪する場所がなくなってしまう状況なんです。片側に歩道もありますんで、歩道の除排雪を道路側に出すと、それもちょっと問題があります。その雪にさらにかぶさった雪が積もってしまうということです。

通行する全ての車両、そして歩行者の安全を守るために、村としても強く県に要望すべきと思います。この辺どうなのか。

2つ目として、赤松・鳥川地内の消流雪溝整備について、以前から話ありましたけれども、基盤整備が終了した後で検討するという話がありました。昨年には全て完了し、水量の確保ができた今、整備計画を実施すると思います。村の見解はどうなるんでしょう。

現在消雪設備の不良や宅地前の除雪処理に困難を來し、流雪溝があれば歩道もきれいになり、高齢者・学童・園児等、歩行者の安全を確保するものであります。特に、スクールバスの停留

所になっておりますので、子供たちの待機する場所も本当雪でいっぱいなんです。この辺消流雪溝があれば、地元の方でその辺の雪の処理ぐらいできるのかなと思っております。

以上2件について、村長の考え方伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「県道30号」消雪道路の改修及び消流雪溝の整備計画という八鉢議員の質問にお答えいたします。

昨年の冬は、12月中旬から水分を多く含む雪が連日降り続き、この雪の重みで村内各所において倒木が相次ぎ、幹線道路の通行止めや電線が断線したことによる停電が長期間続いたため、村民の皆様方には日常生活を行う上で大変御不便をおかけしたところございます。

さて、県道30号主要地方道大石田畠線赤松地内の消雪道路の改修につきましては、平成30年3月定例会において一度答弁をさせていただいております。その時点での消雪施設の延長は616.5mとなっていましたが、その後、消雪施設として機能していない消雪パイプの撤去を県に要望し、令和2年182.5メートルを撤去し、現在は434mの消雪延長となっております。

県では、現在ある散水消雪施設ができるだけ長く使えるように、井戸の洗浄や部品の交換などを行ながら長寿命化に努めています。今年度も降雪期までに不具合のあるノズルなどの更新工事を行う予定としており、引き続き散水消雪で対応することを確認しています。

昨シーズンも大雪で吹雪の日には路面状況が劣悪となったため、何度か県に報告し、機械除雪により対応していただいておりますが、結果的に県の対応が遅れたときに、地元の方々が個人所有の機械で除雪作業をしていただいているということで、深く感謝を申し上げるものであります。

村においても、赤松地区の消雪施設が老朽化により機能低下していると認識しておりますので、今後も地元の意向を踏まえた形で、除雪機械による道路除雪を強く県に要望してまいりますので、地元の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、赤松・鳥川地区の消流雪溝整備計画についてでございますが、こちらの一般質問も平成28年12月定例会において答弁させていただいております。その当時は、県営土地改良事業鳥川・赤松地区基盤整備事業に着手して間もないことから、基盤整備の早期完成を優先しながら検討していくとお答えしております。

このたびの一般質問は基盤整備事業が完了し、水量も確保された今の見解は、ということでありますが、流雪溝を整備するには多くの課題があり、それらを解決しながら整備していくか

なければならないと考えております。

1点目として水利権についての課題であります。赤松開墾堰も整備され、水源についてはその水を利用するものと考えますが、今は農業用水としての利用に限定し、慣行水利権で水を利用していますが、流雪溝で利用するとなれば河川管理者に流水の占用を申請しなければならないため、申請に必要な事前調査を行わなければなりません。

2点目として、流雪溝整備の骨格をなす主要地方道大石田畠線の側溝整備であります。村では、赤松・烏川間の歩道未整備区間において歩行者の安全確保を目的に側溝整備を毎年要望しております、側溝を整備することにより道路幅員を拡幅し、かつ流雪溝の役割を果たせるようになりたいと要望しているものでございます。

3点目といたしまして、流末処理の課題があります。現段階では、流末は烏川地区で最上川に水を落とすことが考えられ、国土交通省との河川協議や必要に応じて流末部の改修工事が伴うものと考えております。

流雪溝整備に当たっては、そのほかにも多くの課題があるものと考えますが、現時点で流雪溝として利用できる箇所については、コンクリート蓋から流雪溝用グレーチング蓋に交換する対応や要望を行っていきながら、これらの課題を一つ一つ解決し、今後の整備計画策定につなげていきたいと考えますので、地元の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） ただいま答弁いただきました。

内容では、今年も引き続き散水消雪ということですね。問題は、この井戸にあるわけです。井戸の性能が発揮できない、井戸の修理はしない、全く水は出ない。それにノズル整備をしても、何の解決にもならないと思います。

確かにノズルは詰まります。井戸が枯渇状態で、それによって砂がくみ上げられる。冬期間の消雪稼働前には、一応水を出して清掃するんですけども、やっぱり途中で砂を食って、出が悪い、止まってしまう。それと、調整弁もやっぱりおかしいと思います。水量を調節するための調整栓が多分、それも砂を食っているのか分からないですけども、途中から上のほうが出なくなってしまうというような状況なんですね。

といって、先ほど言ったように県のほうにも排雪をお願いしてるわけなんですけども、来ない。それで、今回も県議を通してお願いしました。そんなことでやっと来る状況なんです。

これをこの先ずっとやっていいのか。こんなことでは、道路管理者として責任を負っ

ていないと私は思っています。県のことですから、いろんな災害があって、それは皆さんとか、企業関係もあると思いますけども、やっぱり村長がいつも言うように安全・安心で暮らせる村、県道は県の管理ですけれども、村内にあるわけですから、この辺は特に県のほうに状況を説明して、改修してもらいたいと。

本格的に改修するならそれでもいいんです。でもしないで、ノズル整備だけというのはちょっと、その辺理解できませんけれども、その辺について村長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初にも申し上げましたとおり、赤松地区、あの道路を通る方々に対して本当に迷惑をかけているというふうなこと、私も現場を見に行ったり、それから県のほうに直接担当部署を通してお願いしたりというふうなことで、再三申し上げております。

やはり八鍬議員おっしゃるとおり、小手先の修理では何ともならないと。一番肝腎の水が出ないということであれば、消雪にならないでしょうというようなことで、村としてはぜひ消雪をやめていただきて、機械除雪でお願いするということをずっとお願いしているところなんですね。すけれども、その辺の思いというか、それがなかなか酌んでいただけないということで、ある施設は最後まで有効利用するというふうなことが、県の考え方なんでしょうか。

すけれども、我々から見れば機能していないとすれば、それに代わるものを作り早急にやっていただくというふうなことが当たり前だと思うんですけども、その辺、質問でもおっしゃられていますけれども、今年度についてもできるだけ早めの中で、強力に県議会議員の先生も伴ってというふうなこともありましたけれども、そういうふうなことも踏まえながら、要望活動していきたいというふうに思っています。

その際には、赤松、あるいは鳥川地区の住民の皆様方も一緒になってというふうな要望活動をお願いする場面もあろうかと思いますので、議員として段取り方、協力方よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 今年はそういう状況でやるというのであれば、致し方のないことだと思いますけれども、やっぱり来年度については、その辺を特に検討していただきたい。

それと、少ない水でやるというのであれば、やっぱり雪降ってから水を出す、それで水流が少ない。当然積もってからでは消えないし、よく庭先にも消雪やっている方もいますけれども、道筋って、水が通る道ができてしまうと、雪降ってからではそこだけ水を通って、路面はぬれ

ないので、消えないですよ。であれば、やっぱり地元に昔やっていたように、地元に委託して、早期に水を出す、スイッチを入れるという方式は取れないのか。

それと併せて、ノズルの改修も丁寧に、砂詰まり、その辺をやっぱり巡回してもらって、適時に水の出ない箇所は掃除してもらうということはできないのか、その件について村長伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今八鍬議員からは、雪を消すための具体的な方法について、そういったことを取っていただけないのかというふうなお話がございました。やはり雪が降ってからではなかなか消えにくくなるというふうなこと、そういうことで、雪が降りそうな場合には早めにスイッチを入れて、水を出していくというふうなこと、そういったことも1つの方法かと思います。そういったことも含めて、県のほうに具体的に担当課を通して、要望、お願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 次に、2番目になります。

消流雪溝整備計画については、村長から答弁ありましたけれども、それはいろんな問題があることは承知です。ただ、一つ一つ解決していくかないことにはできない整備であります。水利権については、土地改良区の話も含めてちょっと話したことありますけれども、絶対ゼロではないとか、そういう内容的に筋が通っていれば可能であるという話も聞いています。

だから、その辺はそんなに問題はないと思いますけれども、側溝整備、今ある県道脇の水路ですけれども、結構幅の深さもあります。ただ、実際流雪溝としては幅が狭く、深くというような側溝の形状もありますけれども、あれでも十分な融雪はできるのかなというふうに思っております。

ただ、宮岡線の村道については、末端が全く狭い水路になっていますので、それと落差等もあります。その辺の問題もありますけれども、その辺はおいおい改修できるのかなと。まずもって県道そばの流雪溝の整備、さらに2路線のうちの宮岡線の整備、さらに鳥川の村内の整備ということになろうかと思いますけれども、3番目に言われた末端、最上川への排水ですよね。

その先が田んぼの水路に変わっております。基盤整備で深くはなっていますけれども、やっぱり県道のそばに水路がないと最上川に直接流すことができないのかというふうに思っていますけれども、まずできるところから整備をして、さらにその問題はおいおい解決していくか

なと思っております。再度そんなことで村長に伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八鍬議員がおっしゃったように、簡単に実施をするというふうなことではないというふうに思ってございます。一つ一つ課題を解決、そして議員も御指摘だったように、流末が一番大事かなと思っています。そのところがなかなか国交省との話合いというものが大きく出てくるんではないかなというふうに思っています。

この問題をいただぐ前から、消雪関係については課内でいろいろ話し合ってございます。ちょっと流末を柄沢のところに本当は最上川にすぐ、田んぼの水さえもやろうと思ったんですけども、それができなくて、迂回して下流に流してございます。

そういうこともあって、やはり長い道中になればなるほど、雪の詰まり、いろんな問題が出てまいります。そういうことの中で、議員がおっしゃるように、ある程度何ていうんでしようかね、しっかりと工事、あるいは消雪に適した、流雪に適した状態になっていない中で、途中発進するような、何ていうんでしようか、事業はできないというふうに思ってございます。

議員も今やっているところの中で、清水合海地区、その消流雪についてはよく御存じかと思いますけれども、あれほど専門的に準備したところでさえも雪の質あるいは量によって、流末が詰まってしまったりというふうなこともあります。そういうことで、時間帯を決めて、ある限られた雪を投入するようになってございます。

また、自須賀地区については、消流雪というふうな専門の工事をしていない中で、それを利用しているという形で、水があふれて大変な状況になるというふうなことがございます。

そういうことでございますので、この事業については、一つ一つ何回も申しますけれども、課題を解決しながら、そして取り組んでいけるようにしてまいりたいというふうに思っているところであります。

その辺について、今後もある程度年数はかかるかと思いますけれども、やらないというふうなことではなくて、まずできるところから、まず表通りといいましょうかね、そういったところからやるというふうな計画の中で、基盤整備事業にも取り組んでまいりました。

そういうことでございますので、やらないということではないので、議員の皆様方、そして地元の皆様方にも御理解をいただきながら、この事業を長い時間かかるかもしれませんけれども、ぜひやってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） やっぱりこの事業というのは県のほうの予算も必要だし、さらに村の負担も出てくるかと思います。ただ、基盤整備終わって、完璧な取水工ができたと、それに伴つて水路も全部蓋かかっています。だから、冬期間の降雪による水路の閉鎖というのは多分ないんです、今のところ冬期間も流れていますので。やっぱり基盤整備の恩恵を新たに、年間通して使えば一番いいんじゃないかなと思っております。そんなことで、この件に関しては期待して終わりたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

[7番 佐藤雅之君 登壇]

○7番（佐藤雅之君） どうもおはようございます。

私から2番目ということで、今、国のほうでもマイナンバーの件でいろいろとデジタル化で問題が起きてはいますが、やはり目的と手段、あくまでもデジタル化というのは手段だということも踏まえながら、今日は村長のほうに、村行政デジタル化推進計画と課題は、ということで質問したいと思います。

横文字がいっぱい出てきますが、私もなかなか横文字、本当は苦手なんですが、翻訳しようがないのでちょっと御勘弁ください。

近時、対話型人工知能のC h a t G P Tの実現と急速な普及など、A I化、デジタル化の波が国や地方、官民を問わず、大きな影響を与え続けています。村行政も当然例外ではなく、本年度からはデジタル推進室を設置するなど、各課横断的な対応を始めていると理解しています。

他方で、人口減少と高齢化の中で、デジタル化による情報格差や、行政サービスの手続上の格差など、いわゆるデジタル・ディバイドですね、情報格差や、様々な格差をはじめ個人情報の漏えいの危険、職員の働き方の激変などといった課題も想定されるところです。真に村民、また来村者に役立つデジタル化であるべきだと私も考えます。そこで何点かは村長に質問したいと思います。

まず第一は、今回デジタル推進室が設置されましたが、デジタル化は全庁を挙げての言わば横串的な取組のはずです。同推進室は室長、ここにいますけれども、1名の体制ですが、それでは事務局的な役割しか担えないものと思います。本当はおそらく様々な大きな、そういう組織ができるんでしょうけれども、これは今後の課題になるかとは思いますが、全体的なデジタル化の推進体制はどのようなものなのかというのをお示しください。同推進室の機能と併せ、デジタル化推進体制の全体像をまず示していただきたいと思います。

2番目に、その関連として、今のお話は体制の問題ですが、時系列で今後どういう日程で、

それをデジタル化をやっていくのかといった形で、行程も含めて村のデジタル化推進計画があれば、その要点、全部とはいかないでどうから、要点をかいつまんで説明してください。

3番目に、これが一番課題になるわけですが、デジタル化による懸念や課題、現時点での対応方針を明らかにしていただきたいと思います。

私は、基本的なスタンスとして、デジタル化は基本的に推進は当然というふうに考えています。もちろん問題点があるので、その課題とどう両立させるかということで、文明の利器を使わない手はないので、デジタル化をしつつ問題点にどう当たっていくかというスタンスで質問します。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「村行政デジタル化推進計画と課題は」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

まず、この質問は専門的な知識が必要なことと、村が取り組む新しいものですので、若干長い答弁になります。そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、私アナログ人間で、その付近に本当にこういうふうな形でやっていかなければならないということに非常に難儀をしてございます。ですけれども、いま議員がおっしゃったとおり、時代の流れの中で避けては通れない部門だというふうに思ってございます。そういうことで、私も及ばずながら少しづつ勉強しながら、またいろんなことについてはうちの職員、専門的な形の中で進めてまいりたいなと思っております。

1990年代後半よりパソコン、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、国は2000年に情報通信技術戦略本部を設置いたしました。また、IT基本法が制定されて以降はE-ジャパン戦略を中心とした様々な国家戦略等を掲げ、インフラ整備、ICT利活用やデータ利活用の推進等を通じたデジタル化を推進してまいりました。

本村でも平成3年に住民基本情報システムを導入以来、平成14年には財務会計システムの導入など、世の中の波に取り残されない行政サービスを展開してきたところであります。

昨今、これらデジタル化の波はさらに加速しながら進化を遂げております。生成AIに代表されるChatGPTの話題を見れば、今後、想像の域を越えたAIが考える様々なサービスが提供されることも想定されます。

まず、質問の前段で議員が述べられておりましたデジタル・ディバイドの部分についてお答

えしたいと思います。

デジタル・ディバイドとは、議員仰せの通り、いわゆるデジタルの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を示すものであります。このことについては、基本的に行政サービスとは広く隅々まで住民に提供すべきものであり、国が提唱する「誰一人取り残さない　人に優しいデジタル化」を基本理念とし、住民への格差が生じないようにデジタル化を推進していくことが基本的な村の考え方であることを御承知おき願いたいと存じます。

さて、1番目のデジタル推進室の設置と推進体制についてと、2番目の村のデジタル化推進計画については、関連することありますので、一つにしてお答えしたいと思います。

本格的なデジタル化の波が訪れたことは、議員も御承知のとおりと存じます。本村では、その波に乗り遅れないよう、県内でもいち早く災害情報伝達ツールを基本とする「くらっちタブレットの配布やそれを活用したペーパーレスというデジタル化に取り組んできたところでございます。

行政サービスを基本とする住民サービスのデジタル化は、それに足りるものではなく、今後大きな展開を迎えるものであると推測しております。これらデジタル化を強く推進していくために、このたびの人事異動で機構改革を行い「デジタル推進室」を配置しました。議員仰せのとおり、現在は室長1名の体制となっておりますが、これら理由についてお話ししたいと思います。

デジタル推進室が行う本年度の主要な業務として、まず1つは村が抱えるデジタル推進に対する問題点を抽出し、本村の財政及び人口規模、ひいては住民ニーズに見合ったデジタルに関する基本計画を策定することであると考えております。また、これら計画にあっては、いち早く取り組まなければならない短期的な計画と、将来を見据えた中長期的な計画を併せ、本年度中の策定を目指していく予定でございます。

もう一つは、デジタル化に関する基本システムを構築することであります。これについては、今村が抱えているペーパーレスと併せたキャッシュレス化を推進していくために行うものであります。これら基本システムの構築を本年度に行っていく予定です。

これら業務を行うことについて、室長1名の体制となっているわけでございますが、多様化するデジタル化の業務や指導、啓蒙活動を1人でこなしていくわけではございません。来年度に策定する「デジタル推進基本計画」を軸に、次年度に向けてデジタル室の拡充と定着に努めていく予定でございます。

最後に、3番目のデジタル化による懸念や課題、現時点での対応方針を明らかにしてくださいという質問にお答えします。

まず1つ目は、システム導入によるコストの発生です。デジタル化については、成功時の利便性が拡大する分、初期投資いわゆるイニシャルコストとそれらを維持していくための経費、つまりランニングコストが必要になってきます。

本年度のデジタル事業にも言えることですが、イニシャルコストについては、補助金や交付金の活用により、低く抑えていくことが重要と考えております。また、ランニングコストについては、デジタルシステム開発の進捗を見ながら、人口規模や財政規模に見合った負担となることが望ましいと考えております。特に、ランニングコストの負担については、将来に向けて進めていく事業であるため、その維持に関する負担軽減について、国に要望していくことが必要であると考えております。

2つ目は、セキュリティ面のリスクです。行政機関の大きな務めとして、住民情報を含む行政情報資産の機密を保持する必要があります。これについては、システム開発元との調整を強化し、それら流出防止について取り組んでいかなければならぬと考えております。

また、情報流出に関しては、外部からのハッカーによる被害の例があるものの、現実的にはその情報を扱う人的なミスが多いのも事実でございます。職員を含めた機密情報の取扱いについても今後において、徹底していかなければならないことであると考えております。

3つ目は、システムの運用には、トラブルの発生の可能性があるということです。全国的には、銀行のATMのトラブルや、航空会社のチェックインシステムのトラブルが代表的なトラブルです。これらトラブルについては想定されるものとして事前にその対応を準備しておくことが必要です。トラブルが起きても、迅速な対応をもって住民の皆様に不便をかけないよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、デジタル化には専門的な人材が必要であるということです。デジタルを活用する業務やサービスが一般的になりつつある昨今、将来的にもDXにかかるIT人材は必要になっていくものと考えております。極めて専門的な業務は、委託という形で取り組んでいくことも選択の1つだと考えておりますが、本村のデジタル化を國の方針にのっとった「誰一人取り残さない　人に優しいデジタル化」を目指していくためには、ある程度のデジタル知識を持つ職員の育成にも取り組んでいかなければならぬと考えております。

以上、これからデジタル事業についての懸念や課題をお話ししたところでございますが、今後とも議員皆様方の御理解と御協力を願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） これから質問するのは、今後の課題というのがメインになると思うんですが、これから話なので仮の話ということになると思うんですけれども、まず1番目ちょっと観点が違うんですが、今回デジタル推進室長を置いたわけですけれども、ちょっと観点が違うんですが、設置根拠が私が調べたところ、不明で、4月から推進室となっているんですが、条例では確かに課については条例事項になっていますけれども、行政規則でその下に室を置くということで、例えば危機管理室だとか、そういったものについては条例の下にした行政組織規則となっているんですけれども、今回のデジタル室については、インターネットでのホームページが遅くて、本当はもう新しいものが出てるのかちょっと分からんんですが、最新版でおととい取った段階では、この設置根拠がはっきりしないので、行政としてはまずデジタル化の前に、この辺の職務分掌、どこからどこまで責任を持つのかというのを明らかにする必要があると思うんで、あんまりこういうことを質問する人いないと思うんですが、どうでしょうか、その点。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 条例規則、そちらのほうになろうかと思いますので、副村長のほうから答えさせていただきます。

根拠といいましょうか、先ほども1回目の答弁で申し上げたとおり、くらっちをまず導入したというふうなこと、そして国からここに関わるいろんな補助金といいましょうか、10分の10の非常に使いやすい補助金構想が出てきたというふうなことで、せひとも大蔵村として、これに乗って取り組んでいかなければならぬというふうな私の思いがあります。そこから始ましたことあります。

別にこれは隠すものでもありませんし、そういうふうな形の中で、進めていかなければならぬというふうなこと、取り残されては一大事、そして私が常に申し上げております小さな村だからこそ、手早く、動きが早く取り組むことができる、それをメインとして、役場の課長会を通してこんな形で設置をしたということになります。その点をまず申し上げておきたいと思います。

以降については、副村長のほうから、その後については、担当の室長から答えさせます。

○議長（海藤邦夫君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 設置の根拠ということでございますけれども、一応課とかそういったものについては条例で定めなければならないとなってございます。その中で、いろんなことを

今後すぐに取り組まなければならないような課題が出てくると思うんですけれども、そういう場合は迅速にそういったものに対応するためにということで、規則委任になってございますので、今回は規則のほうで、そういったことを定めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 今の副村長の話は分かるんですが、インターネットで取れる最新版で見ると、この規則の中の、条例じゃなくて規則の中にもデジタル室というのは入っていないので、単にインターネット上の更新の問題なのか、これちゃんと文書が出ているのどうかまず確認したいんですが。

○議長（海藤邦夫君） 副村長。

○副村長（安彦加一君） すみません、それについては設置する3月中にそういったものがきっと規則を改正してございます。ただ、出るというのはちょっとなかなかタイムラグがあるもんですから、大変申し訳ございませんけれども、それは規則できちつと設置するというふうなことで行っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） なぜそういう話をしたかというと、法的根拠も大事なんですが、役割分担が我々にも見えるようにしていただきたいなど。いわゆる横串的なものなので、逆にきっと決めちゃうと、お互いに情報の共有ができなかったり、不便さもあるので臨機応変にはしてもらいたいものの、例えば防災無線なんかの苦情だとか、タブレットを使う場合なんかにいろいろと問題が生じた場合に、今までだったら危機管理室のほうに行けばよかったわけですが、これは聞けば分かることでしょうけれども、それを例えばデジタル室のほうが権限を持っていいのか。

あと、マイナンバーにしても基本的には住民税務課がそのセットをするわけですが、それでいろいろ不具合や苦情が出た場合に、どこがそれを受け付けるのかというのが、必ずしも事務分掌が分かれていないと、分け切っちゃうと逆に不便ですけれども、その辺が見えないというところもあると思うんで、従来の今までの防災無線、例えば思いつくのは防災無線の苦情とか、タブレットが壊れたとか、あとマイナンバーについていろいろ何か不十分さがあった場合とかという場合には、その分担というのがどうなっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） デジタル関係の役割分担という質問だったと思います。それについてお答えします。

おととし皆様にお配りしたタブレットに関しては、基本的には災害の情報を送るためのツールとして配布しておりますので、今後においてのそれらの不具合、もちろん外部スピーカーの不具合もそうなんですけれども、それに関しては危機管理室で対応することになります。

ただですね、ただといいますか、去年からいろいろタブレットの使い方に関しての講習会等の延べで200人ぐらいの村民に対して行ってきたわけですけれども、その中でも使いにくいという意見がございましたので、それらの更新をデジタル推進室のほうで今年度に行う予定です。その更新に関しては、いわゆる最初の初期のページが、ホームページ、タブレットの最初の初期の画面なんです。もう少し使いやすいようにという機能なんですけれども、その表面の修正に関しては、デジタル推進室でということになります。

あと、もう一つ質問ありましたマイナンバーに関しては、今現在のところ大蔵村の場合は、住民税務課のほうで、マイナンバーの交付手続きとか交付に関しては対応しているところです。
以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） その辺のすみ分けなり、協力、すみ分けばっかりしちゃうと、情報の共有ができないので、ある程度柔軟なデジタル推進室であってほしいんですが、その辺住民にも分かりやすく、どこに行けばいいんだろうということで迷わないような形にしていただきたいなというふうに思います。

あと、デジタル化は先ほど私冒頭に言ったのは、これは私だけじゃなくて多くの人が思っているでしょうけれども、あくまでもデジタルというのは手段であって、問題解決の万能のツールや目的ではないと思うんですね。だから、あくまでも今まで紙媒体だったものを電子化することであって、それが大きく働き方等にも影響を与えるので、全く違ひがないわけではなくて、大きく時代が変わるわけですが、でも目的と手段というのをやっぱりよく吟味しないと、ちょっとデジタル化が先行して、本来の目的と違った方向にいってしまうんじゃないかなという懸念もあると思います。

これは、私はいい例として紹介するのと、またこれは、あんまり公にはなっていないんですが、この間健康の集いのところで集まる会合がありまして、そこでデジタル室長のほうからポイントをためられるということで、あんまり具体的には、これ案だからここでは触れませんけれども、例えば研修受けたり、健康の集いに行くとポイントがつきますよということで、ポイ

ントというのをちょっと考えたらどうかという、まだ案の段階なので、これがどうだというふうにここで議論するわけじゃないんですが、ただ一般的な考え方として、私こういうのはいいと思うんです。動機づけとして。

ただ、動機づけでとどまつていればいいんだけれども、これが目的化しちゃうと、ここで大蔵村がそうだというわけじゃないんです、仮定の話ですが、ふるさと納税においてこういう固有名詞出していいのかな、泉佐野市のような多額の税金の性質を失ってしまうような運用というのが出てくるような形もあると思うんで、ポイント制というのも、現場に行けば行くほどあれもいいんじゃないか、これもいいんじゃないかということでアイデアは出てくると思うんですが、これは私が言うまでもないんでしょうけれども、本来の目的は健康の増進であったり、公共の福祉ということであって、かなりポイントに行かないようなそういう工面が必要だと思うんですが、その点について村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今議員がおっしゃっていることそのものだというふうに思ってございます。ただ、何回も同じことの繰り返しになろうかと思いますけれども、今回を挙げてその方向に進んでいるときに、私も同じようにあくまでもいろんな方法を進めるために、よくするための手段だというふうには理解してございます。

それが全てではないというふうなこと、例えばくらっちでもそうなんですけれども、広報あるいは回覧そういうものをペーパーレス化して、コロナに感染しないようにというふうにしたのが最初のあれでございました。考へでございました。それが定着して1か月の中で3週ですか、あるいは2週というふうなことで文書配布していたものが軽減できる。ただし、それを見ることができない、あるいは方法を知らない人については、やはりペーペーも必要になってくるというふうな、お互いのいいところを出し合うというんでしょうか、利用し合って、弱者と言われる方々を救う、そういうことも村としてはしっかり対応してまいりたいというふうに思っています。

そういうことで、議員がおっしゃるとおり、あくまでも手段としてのことで、それが全てではないというふうに周知をしてまいりますし、いろんな形の中でこれをやってよかった、例えば今若者というのが非常にこういったことに興味がありますし、健康志向についてもそうです。ですから、先ほど具体的におっしゃったポイント制度もそうですけれども、ポイントが全てではないんです。そういうことだということを御理解をいただきたいというふうに思います。

今この中でそれを議論しても仕方のことと思うんですけども、いい方向に歩んでほし

い、進んでほしいということで議員の皆様方からいろんな情報なり、方法を教えていただける、これこそがお互いに村のために頑張れる1つの方法だというふうに思ってございますので、確かに指導していただくことについてはありがたいんですけども、逆に足を引っ張るようなそういうふうな行動ではなく、応援をしていただければというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） それはそのとおりで、動機づけには大いになると思いますので、そういった工夫というのは、お互い知恵を出していきたいなというふうに思っています。

あと、次なんですけれども、デジタル化で村長も最後にということで触れていますけれども、外部人材がどうしても必要だと思うんですね。職員自身がスキルアップというのもあるんですが、やはり非常に専門的なものであるんで、外部人材ということを言うと民間の一定の企業がどうしても現実問題としては特定のある程度限られた企業の中での外部人材というふうになってくると思うんですけども、そうなるのは一部致し方ない部分もあるんですけども、やはり公共の部分に民間企業の方が外部人材として入ってきた場合に、これあくまで経年でこうなるんじゃないかなという私のなったらまずいなという想定なんですが。

やっぱりそういった外部人材の方々を活用する分にはいいんですけども、活用という意味では。でも、やっぱりシステムの都合上とかいろいろそういうシステムが優先される結果、行政自体が外部人材の方にある意味左右されないような形を担保するような組織形態を、言い方ちょっと難しいんですけども、取らないと何かこういうふうな仕様になっていますので、こうしてくださいみたいな感じで、村民が置いていかれると言っちゃあ悪いですが、もちろんそういう外部の方も村民のことを考えて想定するものでしょうけれども、ある意味で今回のマイナンバーにしても、やはり社会的な弱者や、病気や高齢者の方々にはちょっと優しくないやり方でちょっと失敗したところもあると思うんで、そういったところの配慮だとか、検討というのはどういうふうにやっていくつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は基本的なことをちょっと申し上げて、その後で担当のほうからお答えさせます。

議員が心配されていること、本当はもっとなことだと思っています。ですけれども、これも最初の私の答弁で申し上げたとおり、本村でもいろんな形でそういったシステムを導入したり、活用しているわけですよ。それについて今まで問題となつたことがないということは、そ

れだけ気をつけていることもありますけれども、その辺の知り得る情報のセキュリティと、それから踏み込んでいけるところの、何ていうんでしょうか、兼ね合いというんでしようかね、それはしっかりしているものというふうに思ってございます。

例えば、住民基本台帳だったり、あるいはいろんなことを先ほど申し上げました。財務会計もそうですけれども、そういったこともしていますし、そういうことで今まで問題がなかったからいいということではなくて、そういうふうにうまく使い分けをしていきたいというふうに思ってございます。

そういうことで、御心配されることは非常にありがたいんですけども、そういうことについて先ほども答弁で申し上げましたとおり、しっかりととした管理の中でやってまいるというふうなことがあります。

不足については、担当の佐藤からお話をさせます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 外部人材に関しての質問だったと思いますけれども、県内でも外部人材を活用したデジタル推進を行っている市町村ございます。その中で当然、私がその外部人材の雇用云々について判断できるものではございませんが、その外部人材との調整をする母体は、今大蔵村のデジタル推進室が中心になって策定しております。名称が大蔵村DX総合システム検討委員会といいまして、検討委員会の長を村長とします組織をつくっています。各課長と、あとはそこに関係する業者というものが定められておりまして、デジタル推進、デジタルの技術の開発に伴う外部的なメンバーをそこに入れるような対策になっておりますので、外部人材の一方的な推進体制とか、一方的な考えに偏らないような、村民のニーズそういうものを生かせるようにするために、DX総合システムの検討委員会を活用して、これからいろいろな住民が十分にサービスを、多くサービスを与えられるようなシステムづくりにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） そのDX検討委員会ということなんですが、基本計画は今年度つくるというふうに先ほど村長が答弁したわけですが、推進室ができて、その下に検討委員会もできてるわけですが、なかなかこれは内部でやっていることと、外部に示していること、我々に示してどこまでやるのかというのもあるのかもしれません、そういう検討委員会があるとかというのも、我々には基本的には分からぬものなので、といったものというのは議会なり、

住民に対しては、内部的なことを様々にここまで広報してもしようがないでしょうけれども、こういう体制でやりますというような流れというのは今後、公表していくのか、それともあくまでも内部のことだからいいんだという立場なのか。

そもそもDX検討委員会というのは、これは別に議会と関係なくつくることができる委員会なんでしょうか。そういった重要な意思決定をする場だと思うんですが、その点も含めて、会の性格も含めて教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議会の了解、承認をなしにできるものかというふうなこと、それはあくまでも内部のことであって利活用をいかにうまくやるかというふうなことですので、それについて組織立ち上げをするのに、議会の同意は私は必要ないというような判断の中でさせていただいたいところです。

もしその辺、副村長ちょっと分かったら。ただ、あくまでも秘密にするんではなくて、そういったことをこんな組織の中でこんなふうに決まっています、決まりましたとか、いろんなことをする予定ですというようなことは、今後ある程度の中で、ケースバイケースの中で、報告はしていいんじゃないかなと思っていますし、私もするべきだというふうに思っています。ただ、経過段階でまだはっきりしない中で表に出しまって、尾ひれがつくようなことではちょっとまずいと思うんですね。その辺も含めて何でもかんでも議会の中で、あるいは村民全てに報告をしなくちゃいけないという考え方、できればいいんでしょうけれども、そういう考え方なくとも私はいいというふうに思ってございます。私の思いです、それは。

○議長（海藤邦夫君） デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 今、質問ありましたDX総合システム検討委員会についてですけれども、実際まだこの委員会は一度も開いたことがございません。どうしてかといいますと、村長も述べましたとおり、まだ事業が進んでおらないということが1つでございます。当然事業が進みまして、グレー的なこういうデジタル行政サービスを住民に提供できるよという、そういう案ができたよという段階で、議員の皆様をはじめ大蔵村にあるいわゆる住民団体等のいろんな団体のほうには、プレゼンテーションという形で披露をする予定でございます。

それまで、まだちょっと若干の時間を要しますので、もう少しお待ちいただいて、見守っていただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） そうですね、内部のことを全部、聞くほうも大変になる部分もあって、

配慮しているとは思うんですが、それなりに根拠を持って行政の内部で進めているということが、ある程度外部から分かるような形にはしていただきたいなと。こういう組織ができましたぐらいの、組織の細かい中身までは必要はないのかもしれません、こういうメンバーでこういう組織をつくっていますみたいなことはあってもいいのかなというふうに思います。その辺はもう少し詰めていただきたいと思います。

最後になるんですが、今日質問するときには想定していなかったんですが、国ほうの問題で、マイナンバーの問題が結構いろんなミスが起きているということで、大きくマスコミ的にもクローズアップされているんですが、基本的に大蔵村の場合、そういった様々なトラブルはないと思うんですが、最近ですと家族名義の口座とひもづけられたとかということで、それでいろいろ原因を見てみると、本人が来られないと、そうすると代理人を立てなくちゃいけない、代理人だとか、あと本人が来ても役場の方が善意でやってくれて、じゃあこれもこれも結びつけましょうねと言って、後から自分はそんな結びつける意思はなかったみたいなことになったりしているんですが、そういった現場の苦労で、今かなりマイナンバーの取得も進んで、今明るみになって、法律も通ったからそれで今明るみになっているという政治的な意味もあるんでしょうけれども、その点大蔵村では特に大きな問題はないんでしょうか。お聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私としては大きな問題がなかったというふうに聞いておりますけれども、お話しすることができると言いましょうかね、実はこんなことがありましたよというふうに報告できることがあるかもしれません。担当課長に代わって答弁させたいと思います。住民税務課長。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 村のほうで今現在そういったトラブルは把握はしておりません。ただ、家族名義のことについては、自分でスマホで申請した方について約15万人ということもありましたけれども、そういう方たちがいらっしゃるということは聞いております。国のほうでそういった方たちには通知をするということで聞いておりますので、そのうち回収になるかとは思います。

役場の窓口でお手伝いをしていった方については、そういったトラブルは今のところ報告はありません。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ミスの部分もあるんですが、併せてこれも皆さんというか、マスコミ

等々で来年秋からマイナンバーカードと保険証が結びつけられるというか、保険証を廃止するという状況が今國の方針ではあります。今後、いろいろ紆余曲折があるでしょうから、方針変わるものもしくは、それは國の方針だろうということでもあるんですが、でも現実には現場で混乱が起きる可能性はあるんですね。

それで今、医師会じゃない、保険医協会の方々や、あとは介護施設などでも、都市部だと割と顕在化しているんです。大蔵村の1か所しかないから翠明荘なっちゃうんですけども、先日、話を聞いてきたら、まだ情報もなくてそこまで対応を考えていなかったけれども、大変になるかもしれないねみたいな感じだったんですが、やっぱり本人確認をするに当たって、我々普通であれば大したことではないことも、一々意思確認をしないといけない。

そういう中で、介護現場で認知症だとか、そういった人たちが、まずマイナンバーを取得するまでにいろいろと困難があるし、あとこれが保険証が廃止された場合に、介護施設などで保険証を今まで管理して、薬をもらっていたところが、マイナンバーを管理できるのか。そして、暗証番号なんかもついたりすると、それを全部管理するのは現実問題じゃないというような声も聞かれていますが、国は制度をつくれば、あとは現場に運用を任せると思うんですけども、そういった問題が今後来年秋以降、村レベルでも発生する可能性があるんで、そういったところに行政職員としてはどういうふうに対応していくのか。

代理権の問題だとか、本人の意思確認というのがどういうふうにするのか。1年以上あとの話ではあるんですが、今のうちから検討しておかないといけないと思うんですけども、何か考えがあれば、考えというか対応策があれば教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） マイナンバーカードについては、基本的に今は本人が申請しないといけないことになっています。議員おっしゃられるとおり、紙ベースの保険証が廃止されることが決まりましたので、意思確認が、申請の意思確認ができない方については、施設の施設長であったり、ケアマネージャーが代理で申請できないか、今國のほうで検討している状況です。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 確かに國のほうで対応をまず第一義的には考えなくてはいけないと思うんですが、このまま、今そのまま來ると、やっぱり現場で相当混乱も予想されるので、現場の皆さんへの認識を少し持っていただくように情報を提供して、今後どうするかということも含めて、

現場で声を上げて、国にこういう問題があるんではないかということを言っていけるような自治体の在り方としては必要なのかなと思いますので、その点、考え方でいいです。村長の見解があれば、お聞かせください。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から問題が起こる、こういうふうなこと、あるいは起こったときにというふうなことを想定されて、いろんなお話をいただきました。御心配をいただきありがとうございます。

今回の国で今起きているマイナンバーカードの、何ていうんでしようかね、やり取りの違いといふんでしようかね、いろんな問題が起きているのは、これは全て機械ではなくて人が操作することによって起きることです。打ち込みの間違いとかそういうことだと思うんですね。それをやっぱり防ぐには、本人のしっかりととした理解と対応だというふうに思っています。

そのことをまず職員はしっかりと認識をしなくちゃいけないと思います。ですから、本人確認が必要なことはしっかりと本人確認をするというふうなこと、相手にとって親切、温かい対応は大事なんですけれども、基本的なことをやっぱり取り違えてはうまくないと思うんですね。そのところはやっぱり省略はできないと思うんです。そのところを間違いないで対応していただく、そういうことをうちの役場職員は本当に頑張ってやっていただいていると思うので、間違いが少ないんだというふうに思っています。

今まで私村長をしている間にも、いろんな確かに間違い的なこともございました。でも、そんな大きな間違いではないということ、それが非常に私は誇りに思っていますし、職員の皆さん方に感謝申し上げております。そういうふうな大きな一つの、何ていうんでしようか、信念といふんでしようか、それを履き違えないようにしてほしいというふうなことだと思うんですね。

それから、やはり大事なことは、私が常に言っていることで、役場にいらっしゃる方々については全て親切、丁寧、分かりやすく対応しなさいと言っていること、それが強制になってしまって、何でもかんでも言われたことにはい、はいだけでは私は駄目だと思うんですね。間違ったことを言わされたら、それをしっかりと是正して、いや、それは違いますよというふうな形で弁解をするということも私は大事なことだということをこの間の朝会の中でも申し上げました。それをそのままにしておきますと、あたかも間違ったままで、誤解されたままで、村民の方々、あるいは周りの方々にそのことが周知になってしまふということだと思うんですね。ですから、やはりその辺のところのけじめといふんでしようか、対応をしっかりとしていただきたいということをお願いしたところであります。

そういうことで、何でも人対人ですので、人をしっかりと育て上げていく、教育するということは大事なことだと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ありがとうございました。大変重要な取組になると思いますので、職員の皆さんを応援もしますので、よろしく、お互いに頑張っていきましょう。終わります。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

時間は11時35分に再開といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番 斎藤光雄君。

〔8番 斎藤光雄君 登壇〕

○8番（斎藤光雄君） 私は、村政についてということで、4点ほど、村長のほうに質問したいと思います。

初めに、庁舎整備に伴う排水対策はということで、庁舎の予定地は一の台周辺は以前から萱野・三の台の雨水により、現村道路線上に浸水する住宅もありました。庁舎建設予定地は、以前から豪雨災害時における調整池の役目を果たし、内水が軽減された地であり、庁舎建設による土地のかさ上げが周辺の明土地内の住宅、農業施設、商業施設、墓地への影響が懸念される。庁舎整備予定地の周辺環境を考慮し、整備計画を実施すべきでは。

その中でも初めとして、内水による排水をどのように行うのか。

2番目に、令和2年の7月豪雨による多くの課題が見つかり、コロナ禍もあり、地域座談会を開くことはできなかったんですけども、その際に座談会を開くとの答弁でした。将来、村の拠点となる庁舎であり、清水・合海地区での内水による座談会ということで、開催すべきではないかということで、まず第1点に質問いたします。

第2問ですけれども、工業団地の計画を検討してはということです。村道合海大坪線もこの4月に完成し、福田山工業団地も30年ぐらいになると思いますけれども、完売とのことです。住民の方より村へのアクセスがよくなり、大坪にある三和食品周辺に工業団地があれば、移転したいとの運送関係者からの声も聞きます。将来において検討してはという質問です。

3番目に、村道石名坂・大坪線の舗装損傷について。

最上川の河川対策として実施されている河道掘削による土砂運搬によるダンプトラックの交通が激しく、近年にない損傷となっています。国土交通省への弁償請求ができないか、住民の方々より意見を聞きます。陥没した損傷箇所は補修されておりますが、路線全体が亀の子状態です。根本的な対策が必要と思われるが。

最後に、4問目ですけれども、現在ふるさと味来館が休館されています。これは若者定住事業で整備された件だと思いますけれども、ふるさと味来館が休業状態ですが、今後どのように維持運営されるか、村長に問う。

この4点について、村長に質問いたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 村政について、村長に問うという斎藤議員の質問にお答えいたします。

質問は多岐にわたって件数が多いということで、長文になっております。そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

議員からは、4点について質問をいただきました。

初めに、庁舎整備に伴う排水対策についてお答えをいたします。

役場庁舎の整備については、議会開会前に御説明させていただいたように、現在土地の売買契約の締結とともに、補償物件の調査を行う準備を進めているところでございます。

議員御意見のとおり、一の台周辺は以前から萱野・三の台の雨水により、浸水することは私も把握しております。そのような状況から「内水による排水をどのように行うのか」といった懸念を抱かれたものと思います。

このことに関しては、今後庁舎建設に当たって、構内整備や庁舎の設計を行う上で、排水の流れなどを調査するとともに、水利の利用関係者などと十分な協議を行いながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、令和2年の村議会12月定例会において、コロナ感染症の拡大を受け、村民の皆様方に三密の回避をお願いしている状況で、座談会を開催すべきではないと判断させていただいたところでございます。コロナ感染症が鎮静した状況が見えた場合には、安全に考慮しながら村民の皆様との話合いの場を設けたいと考えておりますと答弁しております。

この座談会については、役場庁舎の建設にかかわらず豪雨災害時の避難などについて課題が見えたことから、その解決のため行政と地域住民との意思統一を図ることを目的としたも

のでございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけについては、本年5月8日から2類相当から5類に変更され、国・県・本村においても対策本部が廃止されたところでございます。こうしたことから、時期や安全に考慮しながら話し合いの場を設ける機会が来たのではないかと考えております。今後、大規模災害時の避難計画などについて、各地区と個別に対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、「工業団地の計画を検討しては」との質問にお答えいたします。

議員御発言のように、東北中央自動車道により首都圏と直接つながったことにより、新庄中核工業団地に隣接する大坪地区へのアクセスがよくなっています。こうしたことから、大坪地区の工業団地の造成は完売した新庄中核工業団地の受皿になり得るのではないかとも考えられます。

本村にとって、企業の誘致は、税収の増加や地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出など、村政運営にとっては大変魅力的な事業ではあります。一方、莫大な造成費用の負担や企業誘致が思うように進むかどうか。また、進出する企業があったとしても経済状況の悪化による撤退などリスクも大きい事業であります。

特に、大蔵村の財政規模では、造成費用の負担が大きく、企業誘致の見込みや工業用水の確保、工場排水等環境への配慮も含めて数区画の工業団地を造成する事業に着手するのは、現状では困難であると考えます。

また、議員の質問にあります、ある特定の企業誘致のための団地造成については、公益性に欠けるため、公共事業としてふさわしくないと判断いたします。

しかし、三和食品誘致の例にありましたとおり、村が描く今後の産業振興対策に賛同し、村内雇用の確保や環境問題に配慮した経営が可能な企業の進出については、個別に相談いただきたいと考えております。

本村としては、村の基幹産業の双璧であります農業や観光業を中心に、本村特有の「なりわい」として盛り上げ、未来につなぎ、人の交流を生み出すための取り込みを行っていくことが肝要かと考えます。こうした考えに立って、まずは身の丈に合った振興対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に「村道石名坂・大坪線の舗装損傷について」という質問にお答えいたします。

村道石名坂・大坪線につきましては、平成11年度から県の中山間地域総合整備事業により農道として整備され、平成16年3月に村道として認定しております。事業着手時から山手側の

路床が軟弱なため路床部60センチを山砂に置き換え、その上に路盤を34センチ、表層7センチ施工しております。

まずは、村道の損傷が最上川の河道掘削による土砂運搬用ダンプトラックの交通量が増大したことに起因しているのではないかという点でございますが、最上川の河道掘削事業は国土交通省の最上川緊急治水対策プロジェクトとして令和2年7月豪雨災害を踏まえて、最上川流域全体の減災対策として実施されているものであり、村としてもこの事業は大いに期待し、賛同しているところであります。

石名坂・大坪線の損傷につきましては、河道掘削が行われる以前から大型車両の通行が多く、ひび割れやポットホールが毎年確認されております。農道として整備されてから20年が経過したことによる経年劣化と合海大坪線道路改良工事に伴い工事期間中に交通量が増加したことも、損傷度合を加速化させた一因であると考えております。

仮に掘削土砂のダンプトラックの過積載が確認できれば、国土交通省への弁償請求も考えられますが、通常の積載量での運搬と思われますので、弁償請求に値しないものであると考えます。

また、損傷箇所の補修についてでございますが、村では昨年、スクールバス運行路線など重要な幹線村道について、舗装面の路面性状調査を実施しております。その結果を受け、今年度、赤松滝ノ沢線、稻沢藤田沢線、肘折朝日台線など損傷度合の大きく、代替的な迂回路を持たない路線についての舗装修繕工事に取り組んでおります。

石名坂・大坪線につきましては、本年4月28日に合海大坪線が開通したことで、以前よりも大幅に交通量が減少するものと思われます。そのため、今後の修繕につきましても部分的な舗装補修を行うこととし、全面的な補修につきましては、損傷度合や今後の交通量に配慮した形で行っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に「ふるさと味来館の休館について」という質問についてお答えいたします。

ふるさと味来館は、郷土料理の伝承館として、郷土料理づくりを体験研修するとともに地場産業の振興を図り、村の活性化に寄与することを目的として、四ヶ村開発協議会と連携を取りながら運営を続けてまいりました。

厨房を管理する合同会社ふるさと工房味来館では、収益を確保しながら地元からの雇用を確保するなど順調に運営を続けており、コロナ禍の中にあっても令和4年度決算では単年度で黒字決算の経営状況となっております。

しかし、ここ数年、地元からの雇用が確保できなくなり、令和5年度については働き手の確

保ができなくなつたことから、やむなく合同会社ふるさと工房味来館は解散することになりました。現在、会社の解散手続きを行つてゐる状況と伺つております。

また、味来館の施設管理を行つておりました運営員につきましても、これまで勤められた方が高齢化を理由に退職され、後任の募集を行つたところでございますが、応募される方が現れず職員の確保ができない状況であります。

したがいまして、味来館は議員ご指摘のとおり、この4月から残念ながら休館となつております。

本施設は、四ヶ村地域の核として、これまで重要な役割を果たしてきているほか、棚田地域振興法の指定棚田地域への認定や、つなぐ棚田遺産認定に際してのランドマークとしてなくてはならない施設となつております。

現在、これまで村直営で対応してまいりました味来館の管理部門について、業者委託として開設することができないか、業者の選定も含めて検討しているところでございます。

ここ数年、棚田を目的に訪れる観光客も増えており、そのほとんどが味来館に立ち寄ることから、厨房の運営も含めてできるだけ早く休館前の水準での運営を実現したいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 初めに、庁舎の件のほうから排水対策の件について、再質問したいと思います。

農業関係者と、土地改良区関係だと思いますけれども、それで協議しながら排水のことを考えていきたいということでございますが、やはり今般の災害はゲリラ的な豪雨も結構かなりありますから、やはりちょっと要望なんですけれども、作之巻地区に裸の状態でポンプを設置しております。それで今、国のほうに、前に副大臣のほうに要望しておりました排水ポンプ場はまだまだ国のほうでは認可されておりませんので、そういう状態が常態化する現在の中で、その経過措置としましてポンプの設置をぜひお願いして、庁舎を建てて、近隣のハイツの方というか、すぐ裏にある方なんですけれども、固有名詞は避けたいと思いますけれども、今まで全然雨はかぶったことないと、内水もなつたことがないと、ぎりぎりまではもつていると。今後なつたらどうするということもよく聞かれます。賠償責任も考えるということも出ていますので、そういうことにならないようにぜひ内水の作之巻地区にポンプの設置をぜひお願いしたいなと思いますが、その点、村長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今斎藤議員が言われたのは、作之巻地区に設置されている国交省の借りているといいましょうか、そういったポンプ、裸のままでございます。それは以前は発電機で稼働していたんですけども、それを村の単費予算で、電気から電源を取って、それで回すようにしました。それで、誰もが簡単にスイッチを押すことによって排水ができるもんですから、作之巻地区にとっては大変喜ばれている、そういった排水ポンプであります。

そういうふうな簡易的なものではありますけれども、設置はできないのかというふうな斎藤議員の質問かと思いますけれども、簡易的なものを含めてというふうなことであれば、これからいろんな関係機関にもお願いしているわけでありますけれども、いろんな段階で検討ということはやぶさかではないというふうに思っています。

私も、あそこに役場が行ったから内水が上がるというふうなことではないというふうに考えています。降る雨の量は同じですので。ただ、やはり議員御指摘のとおり、何ていうんでしょうか、水たまりとなっていたところが埋められてしまうもんですから、その分だけ水が高くなってくるのではないかというふうな考え方だと思います。低地というんでしようかね、ところには、そば屋さんもある、それから新しく今度コンビニも来るというふうなことで、非常に村のいろんな交流地点となり得るところでございます。

そういうところの整備、活性化については、村としてもしっかり関わりを持っていかなければならぬと思っていますので、今斎藤議員の言われた簡易的なものでも、まずは排水対策を進めるべきではないかというふうなこと、それについては1案であると思いますので、今後検討の1つとして考えて、検討していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） やはり庁舎ですけれども、清水合海地区が拠点となる、村の将来を見据えた形での場所となると思います。やはり実際いろいろ住民の方からこの頃声が上がるようになってきたんですけども、なぜわざわざお墓の場所に移動しなきゃなんないんだとか、ほかの地域では、わざわざお墓の脇に庁舎を建てているようなところはないんじゃないかなという指摘も受けます。

でも、いろいろ村長もそこで決めたと思うんですけども、そこは土地もあったからだと思いますけれども、そういう意見もいろいろ聞かれますので、そういうことをきっちり踏まえながら、排水対策やっていただかないと、そういうことで今村長の答弁の中にありましたけれども、ニコットも来ます。コンビニも来ます。やっぱりそういう人たちに撤退させないよ

うな施設をきちっと完備して、排水対策をすべきじゃないかと私は思っていますんで、それでそういうことが全部実現されれば、村の将来のためにも拠点施設となり得ると私は思っておりますが、それを将来の次世代につなげていかなければならぬと、せっかく造って、墓地とかそういうところは昔どこへ行っても安全なところにあるんですよ。

水の水害が何回も何回も、歴史的な経緯がありまして、墓地があるところはほとんど安全な地帯にあるわけです。だから、今後やはり墓地に水害が及ぶようなことは、ちょっと私はあってはならないんじゃないかなと思っておりました。

だから、実際今般のゲリラ豪雨もそういう状態ですけれども、そういうことを踏まえて排水対策をきっちりやっていただきたいと思います。あとその辺をちょっと村長からまた御答弁いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 増水時には、最上川の水位が上がって、当然樋門がありますので、その樋門を閉めることによって内水が上がってくるというふうなことがあります。そういったことですので、根本的な解決策としては、たまたま内水を何とか増水はしているんですけれども、川のほうに排出をしなければならないということが、それが根本的解決になるんじゃないかなと思います。

ですから、今まで斎藤議員も合海の出でございますので、小さい頃恐らく何回も水が上がったこと御存じかと思います。各家庭では舟さえも用意しておったというふうなこと。今般のゲリラ豪雨、集中豪雨というふうなことの中で、令和2年度においてはああいった最上川の大増水があって、あわや溢水までというふうなこと、新大蔵橋の上流側の白須賀の前は越水したわけですね、堤防からですね。

そういうこともあって、50年に一度、100年に一度の水害がいつまた来ないとも限らないということで、地域住民については非常に不安になっているというふうに思ってございます。そういったことも踏まえて、役場が行くというふうなこともありますて、行政機関を通じて、あるいはいろんな関係機関を通じて、県、国に対しても、当然強力な働きかけをしてまいりますけれども、村としても何かしら解決策がないか、先ほど言われた1つの例としては、簡単な排水ポンプを設置、あるいはそういったことに対する国の補助とか、そういったものもないのかというふうなことも含めて、今までではなくて、ここまで来たわけです。

ただし、国の動向もいろいろ動いてございます。頻繁な大災害についていろんな対策が講じられていることですので、未然防止というふうな形で何らかの新しい形の動きがあるかもし

れません。そういうことも踏まえて、強力に議員の皆様方とともに、中央要望なり、あるいは県なり、いろんな形に要望活動を展開してまいりたいというふうに思っています。
以上です。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 先ほどの件なんですけれども、令和2年に職員の方でもいろいろ諸課題が見つかったということで、その旨をきっちり生かしていただきたいと思いましたので、職員レベルというか、課長レベルで座談会を、ちょうどいい機会ですので、この内水と庁舎のあれもあって、この地区の方は必ず役場とか学校関係に行くわけですから、だからその辺も兼ねて、村長単位ではなくても、課長単位で座談会を今後ひとつ、各地区でもあると思いますけれども、開いていただきたいと思いました。それだけに対して御答弁をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのことについては、1回目の答弁でお答えしているとおりで、するというふうなことで明言をしてございます。そこを改めて、言わせていただきます。コロナが終息ではないですけれども、そういう2類から5類に変更されたということ、あるいは国、県、村においても対策本部が廃止されたというようなこと、いいほうに向かっているということから、時期、安全に考慮しながら話し合いの場を設ける機会が来たのではないかというふうに考えているというふうなことを申し上げました。

そういうことで今後、大規模災害時の避難計画などについて、問題点も含めて各地区と個別に対応させていただくというふうにお答えをしたところであります。それについても、議員御指摘のとおり対応してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） ひとつ、ぜひよろしくお願ひいたします。この件はこれで終わりにしたいと思います。

あとは、工業団地の計画ということで質問いたします。歳出ごとに。

一昨年ですけれども、大坪の十字路付近に大手自動車会社でありますけれども、そこから3,000坪ぐらいの土地がないかということで、村内の人間からちょっと会社勤めている方ですけれども、そこら辺に自動車会社を移転したいんだということもあって、また三和食品付近辺りに工業団地等があればということで、結構大坪はアクセスしやすいところで、意外にいい場所であって、災害も少なくて、やっぱりそういう場所でありますんで、もし将来に向けてですけれども、そういうふうな住民の中でも、そういう形であそこに拠点を置きたいという方もおるんですから、長い目で先ほど答弁の中で1個人のために必要ありますけれども、やはりそういう方もおって、候補になるということは適地だと私は思っておりますんで、ぜひそういうことも視野に入れながら、今後皆さんで検討していただきたいと思います。村長、答弁をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員からは、最初の質問と同じようなことで、今再度いただきましたけれども、それもやっぱり答えているとおりであります。三和食品の場合は、何社に、特定のことということではなくて、いわゆる村の基幹産業の農業というふうなことを何とかしたいというふうな思いから、会社を募りまして3社からプレゼンをしていただいて、その中から選んだというふうなこともあります。そういうようなことで、これは村の振興策としての対応であったというふうに思っています。

斎藤議員おっしゃるのは、当然村の中にそういった企業が来ていただければ、村の活性策になるということそれは分かるんですけども、将来的なことを考えれば、大変大事なことがありますけれども、今、今のことを考えた場合、なかなか団地造成というふうなことを会社の企業誘致のための団地造成については、まだ手を出せる状況ではないのかなと。

ただし、個別にいろんな形でお話をさせていただけるのであれば、それに対しては懇切丁寧に対応しながら、考えていくというふうなことでいいのかなというふうに思ってございます。そういうことですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 次は、石名坂大坪線の舗装、損傷についてですけども、確かに先ほどの答弁のとおりではありますけれども、当時は答弁の中で農道で整備されたわけですが、農道企画として一応5センチだったとは思うんですけども、答弁の中では7センチとなっておりますが、だけれどもあの辺亜炭の採掘もあり、常に田んぼに流水が流れていて、一部田んぼの圃場を使用できないような場所もあります。だから、今後は注視していただきながら、傷みが

激しくなったときには、舗装補修のほうをきっちりやっていただいて、合海大坪線が開通して確かに少なくなったとはいえ、いろいろなほかの地域から見れば、主要な道路でもあり、ほかの地域とは回数が全然違いますんで、その辺は関心も増えておりますんで、ぜひその辺をきっちりやっていただきたいと思います。

あとは、ふるさと味来館の休館についてですけれども、村長の答弁ですとそこで料理を作つて売れるということであるんですけれども、ある方からちょっと障害者の清掃作業施設として使わせていただけないかと、NPOとしてやるにしても、村とか行政側のほうの方が関わってもらわないと、なかなか実現も難しいということもありまして、村の中でも私知っているのは二、三人程度ですけれども、新庄のほうに通所して作業している方もいますので、その方もいろいろ雇用できるんじやないかということもありますんで、ぜひもし、実際答弁では料理を出したいということで、これから運営したいということの答弁ですけれども、そういうことが例えばNPO法人に貸し出すとか、そういうものを可能なのかどうか、ちょっと村長にお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の質問は、村で想定していたものとはまるつきり違うといいましょうか、初めてお伺いしたことございます。この中ですぐ答弁はできないというふうに思っておりますけれども、まずは1回目の答弁で申し上げましたとおり、四ヶ村の地域性を生かした味来館としての在り方、やはりそこを追求していかなければ、今まで長い歴史の中で頑張ってきた、それも水の泡として消えてしまうのかなと思っています。

議員御存じのとおり、棚田は作る方々は大変なんですけれども、今として非常に貴重な財産として、いろんなところから注目を集めています。ですから、いろんな方法でそれを残していくということが、今与えられた課題かなというふうに思ってございます。当然、棚田の維持管理ということ、農家の方々、そこに住んでいらっしゃる持ち主の方々が大変難儀をされているわけでありますて、よそから来た人達に対してだけそういうふうな景色とか、そういったものを眺めさせて喜んでいられるというものはございません。

そういうことも含めまして、農業としての在り方と、観光としての在り方と2つの面で考えた味来館の在り方ということを考えていかなければならぬと思っています。それを中断した形で、いきなり福祉施設というふうな形の中で、考えていくことはどうかなと思います。1つの選択肢としては議員からいただいたというふうなことで、内部でちょっとは話はさせますけれども、検討はしていただきますけれども、この席でそちらのほうに転向していく、あるいは

は向きを変えるというふうな思いではございません。

ただ、そういった貴重な周りの方々からいろんな形で心配をしていただいて、そういうふうな御提案、御提言をいただいたというようなことには感謝を申し上げたいと思います。なお、それについても議員が今おっしゃいましたので、1つの選択肢としては検討というか、そういうことがあったんだということも含めて、いろいろ審議をしてまいりたいと思います。

ただ、今当面はできれば地元の方々でそれをやっていただく方がいないかということ、当然その次は村内に全般にわたってそういうふうな方がいないかというふうなこと、それでもいなければ最上管内とか、そういうふうな段階を踏ました形でやっていかないと、せっかくのそういった施設、あるいは景観が無駄になってしまうのかなとも思ってございます。

そういったことで、大蔵村というものを全体を考えた場合、ぜひ四ヶ村というふうなこと、そして棚田というものを大事にした形で運営をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。（「分かりました、私の質問はこれで終わります」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤敏彦君。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） まず、初めての質問ということでよろしくお願ひします。

私は、「豊牧小坂野地区地すべり維持管理今後の対応は」ということで、村長にお伺いします。

この地区は火山灰というシラスの堆積した地帯で、昔から春の雪解けや豪雨により地すべりが発生し、人家や水田などに大きな被害を与えてきました。この地すべりにより土砂が赤松川をせき止め、決壊した場合、被害は下流の大蔵村中心部まで予想され、県、村、地域住民が国にお願いしたそうです。そして、願いがかない、昭和37年に直轄地すべり対策事業が始まり、集水井77基、水路3万8,000メーター、排水トンネル2,100メーターの工事をしたそうです。

地すべりが安定しているという考え方で、国は平成28年に県に移管し、現在管理はしていると思いますが、維持はほとんど見受けられず、排水路は木や草で確認できず、倒木によるダムのような場所もあります。また、集水管や配水管の詰まりなど、4年前に深さ15メーター、直径3.5メートル、集水井の排水管詰まり、満タンになり、排水したのが3か月後だと思っています。

近年、大雨、洪水が多発してます。地域住民が心配しているので、これから県への対応と、村長のお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豊牧小坂野地区地すべり維持管理今後の対応は」という須藤議員の質問にお答えいたします。

豊牧地区地すべり防止区域は、昭和35年に当時の建設省により直轄指定され、豊牧・小坂野など8ブロック、指定面積が593.6ヘクタールとなっています。

対策工事につきましては、昭和37年に着手し、平成26年まで53年間で総事業費188億円を費やし、排水トンネル工や集水井工、水路工などを整備していただいております。改正後は、山形県に地すべり施設の管理が移管されたところであります。

山形県では、各地すべり区域ごとに地元の方を地すべり巡視員として配置し、区域内の定期的な巡回と、融雪時や大雨のときなど変状の有無を報告していただく体制を取っており、豊牧地区におきましても、豊牧、横道沢、沼の台、平林の4ブロックに区分けし、4名の巡視員の方々から対応していただいております。

さて、地すべり施設の維持管理につきましては、平成27年度までは排水路の除草作業委託金として、国土交通省から村に年間約470万円の委託金が交付され、村で四ヶ村開発協議会に作業を委託し、地域の方々から除草作業を行っていただきましたが、県では現在の財政状況で施設の維持管理に要する予算の確保することが難しく、排水路の除草作業委託の支出のみならず、施設の維持修繕についても緊急性の低い事案については早急に対応できない状況となっております。村単、村単独事業としても四ヶ村地区の排水路の除草を行うことは困難であると考えます。

私は、地すべり施設については適正に管理されることで、その機能が十分に発揮され、地域住民の安全が保障されるものと思っております。村では毎年、排水路や集水井などの維持管理を国が管理していたときと同様に行っていただきたいと、県に対し強く要望しております。また、地すべり施設の場所や状況に関して情報共有を図るため、県、村、地域からなる連絡協議会等の設置を検討していただいております。

私も機会あるごとに国土交通省本省の砂防部長との意見交換などで直轄による維持管理制度の創設を要望させていただいておりますが、今後も村と地域住民が一体となり、地域住民の意見や要望をしっかりと県に伝えられるよう努めてまいりますので、議員の皆様方、そして地域の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 大蔵村で3年ぐらい前、大洪水ということで発生しましたが、あのとき

私消防団員の1人で警戒態勢に当たったのですが、うちのところ果たしてどうなっているんだべなとなって、うちのところの小坂野というところの上流のほうへ見に行つた次第でした。

でも、山はとっても入れるような状態じゃありません。倒木とかなら枯れで水路は蓋になっている状態です。それでもし線状降水帯とかと、すごくテレビでも騒いでいます。あんなことが起きたら本当にどうなるのかなということが、第一の心配です。

だから私、今回質問に立ったのは、村が悪いとか、村長が悪いとって、私はない。これからそういう、今まで何ぼだ、188億円の国の予算を突っ込んで、地すべり止めてくれたのがあつたのですが、国もただ止めただけで、止めて安心・安全というような、これから大きな災害に発達することは十分考えられるわけですよね。

そういうことを、うちのところばかりでなく、県ではいろいろ藤田沢地区とか、升玉地区とか様々な場所に地すべり工事やっているとは思うけれども、その辺をしっかりとみんなで考えてよ、やっぱり県、国にお願いして言わないと駄目だと思う。

そして、今俺素人だから分からぬけれども、国は今大きな災害があれば、すぐ金は出しけれども、それではちょっと遅いと思うのよ。だからそういうことをこれから本当に53年間、これだけ地すべり工事してもらって、これからどういうふうにしようかなということで、その辺村長のこれからの方を知りたいなと思って、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 須藤議員おっしゃるとおり、私が悪いと言われても、そうですかと、悪くないと言われても、そうですかとしか答えられないことです。私がいいから、天候がよくなるとか、そういうことはありませんので、当然議員がそれはジョークで言ったことですので、真に受けているわけではありませんけれども、そういう形で、議員がおっしゃるようにみんなでこれは考えていかなければならぬことだというふうに思っています。

このたび、機会あって私1人ですけれども、全国の治水砂防大会に出席をしてまいりました。そのときに、全体のコーチとなられた砂防部長さんとお会いする機会がありまして、私1人だけですけれども、面談を許されて砂防部長さん、三上部長さんとお話をしてきたところであります。

というのは、先ほども私が1回目の答弁で申し上げたとおり、大蔵村を五十何年というもの、直轄53年ですか、直轄というふうなことで工事をしていただいた。それから、議員おっしゃるとおり188億というふうな巨額の投資をしていただいて、安全・安心のために対策工事をやっていただいた。それは、本当に全国でもまれな、いわゆる豊牧地区というふうな全体の面

積が非常に大きい地すべり地帯であればこそ、そういった国としての対策をしていただいたと思っています。

ただ、私も議員と同じように、対策をしていただいた、いろんな工事をしていただいた、そしていろんな施設を造っていただいた、いわゆる施設というのは集水井といわゆる井戸、そういうしたものであります。そのほかにも地すべりを防ぐためのいろんな施設がございます。砂防ダムも含めてですね。

そういうものを造ってそれで終わりではなくて、管理してもらわないと正常な働きをしないと、その安心・安全が維持できないというふうなことを、いろんな会議の席で、例えば直轄の砂防の大会のときとか、いろんな席で積極的に発言をしてまいりました。

そういうことで、当然大蔵村だけじゃなくて日本全国、どうしても急峻な山が多い日本、そして川も非常に多くなっているというふうなことで、災害の起きる要件はどこでも同じです。その中でも大蔵村は特にシラス台地というふうなこと、火山灰の土地柄もあって、災害あるいはいろんな洪水とか、いろんな種類の自然災害が起きやすい状況にございます。そういうことから、これは根気強く言い続けなければ、なかなかやっていただけないものだというふうに思います。

実際、議員がおっしゃるとおり、国から今度県に移管になりました。その途端ですね、維持管理ができていないんですね、メンテナンスができていないんですね。そういうことで、果たしてその施設が最初の思惑どおりの機能、いわゆる働きをしていただけるのかというふうなことが心配でございます。

そういうことから、私は国に対しては、直轄でやったものは県に移管してもいいんですけども、そのメンテナンスだけは、何ていうんでしょうか、スポット的にその施設だけ何とか国が維持管理してもらえないものだろうかということ、具体的なことも申し上げております。全てのことに対してしてほしいと言っても、なかなか国としてはやっていただけないというふうに思ってございます。

私がそういうスポット的に、その維持管理だけ、直轄だったところは国がやっていただけないかというようなことは、新しい言い方、新しいお願い方だというふうなことで、注目をされています。今後、運動次第でそういうふうなものが実現するんではないかと、私は楽観的な見方かもしれませんけれども、そんなふうな思いでいるところです。

ですから、それを根気強くこれからも諦めないで要望をしなければいけない。それには、私1人の要望だけではなくて、皆様方が上京された際、大蔵村の議会として、そして村執行部

として、そういうふうなことをともにお願いをしてくる、そういうふうな運動を続けていかなければならぬというふうに思ってございます。ぜひ、その辺のところも御理解をいただき、今後の活動の1つに加えていただければありがたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 先月の25日頃、田植え過ぎた頃、うちのところワラビ畑といつたらいいか、茅野になっているんですよ。そこで地元の人間がワラビ取りに行ったんですね。そして、昔国交省時代、観測小屋があって水位何ぼあるのか何とかと測っていたんだな。そこで、そして県に移管されてからは皆取っ払ったわけだそこ。そういう調査もしていないし。

そこがよ、茅になって深さ60ぐらい、1メーター四方のますがあつてそこに小屋建てていたんです、観測小屋。そこが撤去も何もされてそこに落ちたんですよね。幸いがはしなかつたけれども、そしてすぐ報告を受けて俺行ったら、やっぱり2か所は確認できたのよ。そういうけがしたら大変だなと思ってよ。だからそこだけ取っ払ってきたけれども、そういう状態になっているんですよね。

そういうこともあれば、やっぱり俺も村長のほうからも県に、そういうことあったから、何とか撤去してくれとか、今観測していないような、来てくれとかよ、やっぱりそういうふうにしていかないと、命に関わることがいっぱい出てくるような気がするんですよ。それで、そういうことをやっぱり伝えていかないと、大きな事故になる前に対策を考えていかないとまくないなと思って。

今の村長の答弁で、国に一生懸命働きかけているんだということで今聞いたんですけども、やっぱり予算というのは県にだってあると思うのよ。だけれども、まず38キロかな。ちょうど新庄からうちのほうのところの往復の距離になるんだけれども、その中で棚田が見えるところとかよ、水路は皆刈っているから、個々に。その上流とか下流とかというのは人の入っていないところがやっぱり全然メンテナンスっていないわけですよ。柳はこんな10センチ四方、コンクリート水路だけれども、根っこで皆さん分かっつけっと、コンクリが根で浮き上がったり、そういうこところも何か所か見てきました。

それはやっぱり雪解けのときしか入って行かれないと。巡回員4名か、ここに名前あるんだけれども、県でも何かあったら言ってほしいという程度だ。立派なことを言っているけれども、向こうでは。そういうのは全然あれがないわけだ、地元にいないで。それが大きな災害

になって、初めて言って、入って行けないもの、だって、中には。どこに水路入っているか分からぬるもの。8年たてばそうだよね。

だから、そういうことで、今村長お願ひしていると、それ以上あまり言わないけれども、まづそういう事態です。今回の25日のワラビ取りに行った母ちゃんが穴に落ちて、帰ってきて幸いだなと思ってすぐ行ったら、やっぱり70ぐらいの水路に落ちてよ、幸いけがしなかつたと。そういうわけで、そういうのも併せて、その辺も考えながらお願ひしていかないと。

だから、予算的にやっぱりできないというのは、まず10年間かかっても、例えば棚田の見えるところは別にみんな刈っているだろうから、棚田の見えないところをまず、こっちの沢、こっちの沢とかよ、予算を少しずつお願ひして、一気になんかできるわけないと思うし、そういう予算を確保してもらうように、県のほうにお願いしたいと思います。村長の考えをお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今須藤議員からは具体的な対策というんでしょうか、方法について、考え方を述べていただきました。ありがとうございます。

そういうような具体的なことを持っていくということは非常に大事なことだと思います。一般的に、要望会というとどうしても大規模に、あるいは何ていうんでしょうかね、オブレートでくるんだような言い方をするもんですから、具体的な表現が出てこなくて、地すべり地帯の安心・安全を保つためにいろんな対策を講じてほしいとか、そんな言い回しになってしまふもんですから、やはり行ったときには、そういうふうに具体的にそこに住んでいる人、管理をしている人でなければ分からぬことを、詳細にお願いしてくることが大事なのかなあと思っています。

それから、先ほどの言葉に付け加えますと、砂防部長さんは確かに今は災害が発生してから、いろんな安全対策をしていると。そんなことはしたくないです。国としても予防、災害の予防ということでしたいんだけれども、今の国の予算の中で配分されるやつでは、後追いしかねないんですね。初めて災害があつてから、それを直すので手一杯ということで、本当は災害予防というようなことで、いろんなところの工事、そういったことをやれば、その何分の1かのお金ができるわけで、ずっと効率がいいんですけども、なかなかそれが毎年のように日本の至るところで大きな災害が起きているもんですから、追いついていけないんですよと非常に残念なことですというようなことを感慨深くおっしゃっておりました。

そのことが非常に印象的だったんですけども、それでも、まず自分のところというわけじ

やないですけれども、大蔵村の場合はこうなんですよ、大蔵村だけじゃなくて、ついすぐ隣の戸沢村でも直轄事業で概成した場所がございます。前の村長さんですけれども、話では、私どもよりかなり早く概成なったんですけども、何も管理されていないと、県の悪口を言うわけじゃないんですけども、そういうことでは困るというふうなことで、同じように要望はしているそうです。

やはり、そういうところは、町、村1つだけじゃなくて、お互いのそばにいる町村と手を取り合いながら、県のほうに要望するということも大事なことではないかなと思っておりますので、その辺も含めて、ここで直轄になっているのは戸沢さんだけですので、その辺も併せて一緒に要望会なり、そういうことも計画したらいいんじゃないかなということを、今感じているところであります。

とにかく、そこに暮らされている方が一番大変なこと、そして一番安心できないというふうなことでしょうし、村としてもそういった皆様方にできるだけ心配をかけないようにというふうなことで、対策、あるいは要望活動をしていかなければならないと思っています。

昨日ですけれども、森林管理署の所長さん、最上管内では真室川に支所があるんですけれども、その方が見えられまして、大蔵村地内の排水トンネル、その活用についてもお話をいただきました。あれについては本当にまた何百億というふうな形の中で、排水の工事をやっていただいている。そういうことで、決して何もしていないんではなくて、いろんな形でそういった災害を防ぐための手だてはやっているんだというふうなことも御理解をいただき、そしてさらに安心・安全を高めるために、村単独、あるいは隣町と村と共同しながら、そして議会の皆様方と一緒に要望していくというふうなことで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 私の経験から言うとよ、棚田というのはちょっと学生さんに棚田の説明してくれとよく言われて、説明しました。棚田は水をためて、地すべりとか災害のないような役目もやっているんだよと、そういう説明も私しているんですよ。でも、それは説明でいいのだけれども、8.6水害みんな覚えているかどうか、昭和51年の8月6日ですか、あのとき平林の基盤整備ができて、そして上のほうの排水路が詰まって、十何枚か、1つぬければ駄目なんだよね、水たまると、そういう経験も私見てきているんだよね、実際。

だから、そういう経験もそれは学生には言わないけれども、そういう経験というのは恐ろし

いことだね、やっぱり。そういう経験も私はしてきました。もう大分なる、消防で2年ぐら
いかな、入っていたときでもう鮮明に覚えています。だから、それだけ排水路というのは恐
ろしいんだなということを思っています。

そして、集水のほうをちょこっと聞いてもらうかな。やっぱりこれも4年ぐらい前、深さ15
メートルの中の3.5メーターに水いっぱいいたったのよ、それ排水がなっていかない。それを見つけて、役場にも言った、役場が県に言った。来たのが6月の10日頃かな、県からの作業
員が来たのが。あんなこと普通考えられない。ちょっと何リッターかちょっと分かんないけ
れども、そういうことも管理になっていないということを、国交省していたときは、3年に
1回そういう水が詰まるものだから赤さびと分かると思うけれども、あれはとにかく排水管
がすごく詰まるの、1年でも。そういうところも数々、77基だからいろんな場所あるわけだ。

そして、うちのところの山の上は集水が順々になっているものだから、次の井戸についてな
いで、また次の井戸につないでと、そして排水路に落ちるわけよ。1つそれが詰まつたらよ、
何とか分からないけれども、そのぐらいの水が詰まるということだよ。危険性があるという
ことだよ。

そういうことはやっぱり実際経験してみないと、まず分からないと。だから、県のほうだっ
てその辺を徹底的に言ってもらって、そういう水質のところはとにかく洗浄したり、そうい
うことを常にしてもらわないと、ある程度3年に1回ぐらいとか、しないと恐ろしい災害に
なると思うよ。まずそういうことで、去年かな、去年の春だな、ちょうどうちのほうの山の
水道が、うちのほうで水道になったのは昭和27年だと思うんです。これ大蔵村でも初めての
水道管が入ったという話を聞いています。

そのところの出口のところ、集水のボーリングしてよ、ボーリングついたものだら、飲み水
なくなるんだべとなって、国交省が承認してその排水したのを水道に入れて、みんな飲んで
いた、今まで、村の水道出るまで。春になると鉄砲水ぐらい来るんだよ、排水。この二、三
年全然来なかつた。それが洗浄していないものだから、とにかく目詰まりだね、あれも3年
ぐらいに1回ずつしていたわけだ。それを全然していないで、県に委託なつてから。

それを目で見ているわけ、俺は。水の量は春の雪解け水すごい水来るんだ。それも洗浄す
れば、去年の土石流みたいなのないと思う。だけれども、そういうことというのは本当に何も
人災にならないからよかつたもので、道路を走っている、道路まで来て、崩れてきたら土石
流だよ。だから、結構そういう場所が出てくると思うんだ。そういうのは、今後徹底的にお
願いして、本当のそういう水の水質の悪いところはそういう専門家見ると分かると思う。や

やっぱり3年に1回ぐらいは洗浄は絶対必要だということを、まず村長のほうからも県に徹底的にお願いして、そういうことでまずはお願いしたいと思います。それで質問終わります。村長の統括の考え方お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 須藤議員さんは実際それを見られて、経験をしているわけですので、よりお話をすることでも、迫力と緊迫感が伝わってまいります。県に行っても、そういう形でお話をさせていただきたいと思いますし、我々もそういう形で一緒に行動を取ってまいりたいと思っています。

そのことも、私もある場所で申し上げました。実際そのことを聞いていますし、それはやはりおっしゃるとおり、施設を管理していないからです。そういうことがないんですね。それが国交省時代は絶対そういうことなかったわけです。県に移管になって、その後1回も恐らく洗浄掃除なっていないと思うんです。ですから、メンテナンス工事、メンテナンスがされていないということ。逆に、だから施設が危ないことになってしまいます。

そういうことで、せっかく施設を造っていただいて、それが機能して、安心・安全な地域を保てるようにいろんなところにお話をしたり、要望をしたり、何回も申し上げますけれども、皆さんと一緒に行動してまいりたいというふうに思います。いろんなことで、御指導をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

村としては、今まで以上にまた一生懸命頑張って、関係機関に要請、要望をしてまいります。
以上です。（「どうもありがとうございました、終わります」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月9日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて、散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時42分 散会

令和 5 年 6 月 9 日（金曜日）

第 2 回大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和5年 第2回大蔵村議会定例会会議録第2号

令和5年6月9日（金曜日）

出席議員（9名）

2番	伊藤貴之君	3番	須藤敏彦君
4番	佐藤勝君	5番	八鍬信一君
6番	加藤忠己君	7番	佐藤雅之君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

欠席議員（1名）

1番 早坂民奈君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐

岡 部 雅 人 君

議事日程 第2号

令和5年6月9日（金曜日） 午前10時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

請願第2号 庁舎移転の経過説明会を求める請願

請願第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

第 2 議第54号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 議第55号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議第56号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議第57号 損害賠償の額を定めることについて

第 6 議第58号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 7 議第59号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 8 議第60号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 9 議第61号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 10 議第62号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 11 議第63号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 12 議第64号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 13 議第65号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

第 14 議第66号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

第 15 議第67号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第 16 議第68号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

第 17 議第69号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

第 18 発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は4名の方の一般質問、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず、本会議の傍聴をいただきます皆様に対して、議会を代表し心より敬意と感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は9人です。

早坂民奈議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件審議

請願第2号 庁舎移転の経過説明会を求める請願

請願第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、常任委員会付託案件の審議に入ります。

請願第2号 庁舎移転の経過説明会を求める請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 報告をいたします。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日、6月8日。

事件の番号、請願第2号

請願書 庁舎移転の経過説明を求める請願

請願者 大蔵村大字南山624番地2、高山信男。

庁舎建設は、全住民が利用するものであり、その移転は住民にとっても大変重要で、関心が高い事業である。今後、移転事業を進めるに当たっては、住民への周知と理解が欠かせないと思われる。「大蔵村役場庁舎建設基本計画」がこの3月に策定され、移転候補地もほぼ定まったところなので、住民に対しての経過説明を村執行部行うべきであると判断し、採択とする。

審査結果、採択。

以上、報告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決し、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

請願第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則77条の規定により報告します。

審査した月日、6月8日。

付託された事件の処理結果、事件番号 請願第3号。

請願書 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願。

請願者 新庄市大字福田字福田山711番地73、もがみ中央協同農業組合、代表理事組合長、押切安雄。同じくもがみ中央農業農政対策本部本部長、押切安雄。

処理した結果

人口減少、高齢化が深刻化する中、継続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興には欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しに当たっては、農業・農村施策のフレームワーク全体の見直しも求められているため、多様な担い手を基本法にしっかりと位置づけることと、経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを求めるべきであると判断し、採択とする。

審査結果、採択。

以上、報告します。

○議長（海藤邦夫君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決し、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 議第54号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第54号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） おはようございます。今日もよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第54号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第54号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例。

大蔵村手数料条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第55号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第55号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第55号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第55号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例

大蔵村印鑑条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないよう

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第56号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第56号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第56号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、誕生祝金及び入学祝金の返還要件の期日を明確にするため、改正するものであります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第56号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例

大蔵村慶祝金支給条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、詳細説明を割愛させていただきます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第57号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第57号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第57号損害賠償の額を定めることについて。

この議案は、令和4年8月4日に発生した事故の損害賠償の額を定めるため、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第57号損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方

住所 大蔵村字南山454番地1

氏名 有限会社肘折温泉元河原湯旅館 代表取締役 横山政志

2 事故の概要

令和4年8月4日、午前6時20分頃、豪雨により肘折地区の下水道本管が滞留し、下水が元河原湯旅館の施設内配管を逆流したことにより、建物や設備什器等に損害を与えたものである。

3 損害賠償の額

金449万4,841円。

なお、本件事故に関し大蔵村と相手方との間には、上記の損害賠償金以外に何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

令和5年6月8日提出

大蔵村長

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第58号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第58号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第58号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字合海48番地 斎藤徳美氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議第59号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第59号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議

題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第59号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字赤松714番地20 山下佳子氏を同委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議第60号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第60号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、伊藤貴之君には除斥として、議場から退場を求めます。

[2番 伊藤貴之君 退場]

○議長（海藤邦夫君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第60号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字合海18番地 伊藤貴之氏を同委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

伊藤貴之君は、議場に入場し、着席願います。

[2番 伊藤貴之君 入場]

日程第9 議第61号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第61号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第61号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字清水1526番地 佐藤繁榮氏を同委員に選任したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10 議第62号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第62号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、八鍬信一君には除斥として、議場から退場を求めるます。

[5番 八鍬信一君 退場]

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第62号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大

字赤松1899番地 5 八鍬信一氏を同委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

八鍬信一君は、議場に入場し、着席願います。

〔5番 八鍬信一君 入場〕

日程第11 議第63号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第11、議第63号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、佐藤 勝君には除斥として、議場から退場を求めます。

〔4番 佐藤 勝君 退場〕

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第63号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字南山1037番地 佐藤 勝氏を同委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

佐藤 勝君は、議場に入場し、着席願います。

[4番 佐藤 勝君 入場]

日程第12 議第64号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第64号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第64号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了となるため、大蔵村大字清水2061番地3 鈴木利夫氏を同委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第13 議第65号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第65号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第65号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に7,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,300万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表歳入歳出予算補正」に、記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君）〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、予算書の2ページをお開きください。

議第65号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,300万円とする。

以降、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,534万5,000円。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金258万4,000円。5目商工費県補助金424万9,000円。7目教育費県補助金61万6,000円。3項委託金1目総務費委託金4,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金4,520万2,000円。

次のページをお開きください。

歳出に入ります。

1款1項1目議会費16万5,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費41万1,000円の減。8目地域振興費2,223万円。

次のページをお開きください。

2項徴稅費1目税務総務費757万円の減。3項1目戸籍住民基本台帳費7万4,000円。5項2目統計調査費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費811万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2目国民年金費226万円の減。3目老人福祉費27万1,000円。5目国民健康保険費274万7,000円の減。2項児童福祉費1目児童福祉総務費67万7,000円。2目児童福祉施設費48万9,000円。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費828万8,000円。3項1目簡易水道費950万円。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費66万9,000円。

次のページをお開きください。

3目農業振興費426万6,000円。6目農地費1,230万円。

7款1項商工費 1目商工総務費51万円の減。2目商工振興費590万円。3目観光費58万2,000円の減。

次のページをお開きください。

2項1目地域活性化促進費65万6,000円の減。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費420万9,000円。2項道路橋梁費 3目道路新設改良費249万3,000円。

次のページをお開きください。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費262万8,000円の減。6項住宅費 1目住宅管理費150万円。

9款1項消防費 2目消防施設費700万円。4目危機管理費26万8,000円。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費1,390万7,000円。

次のページをお開きください。

3目スクールバス運行管理費154万円。2項小学校費 1目学校管理費2万6,000円。3項中学校費 1目学校管理費41万1,000円。5目学校給食費18万円。4項社会教育費 2目公民館費412万円。

次のページをお開きください。

6目文化財保護費300万円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。6番加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 19ページの農地費の農業水利施設電気料金高騰云々の補助金なんですが
れども、これはポンプの電気料だと予想しますけれども、何箇所で、どういう分配方法で行う
んでしょうか。その辺お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議員のおっしゃるとおり、こちらは電気料の高騰対策というこ
とで、農業用水のポンプに対する補助金となっております。対象としましては、複数の農業者
のいる水利組合が管理するポンプということで、今現在調査では11か所が該当するというふう

なことになってございます。

具体的な交付内容につきましては、要綱の制定等、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 9ページと11ページですが、総務費補助金、新型コロナ対策関連ということで来てますが、2,500万円ちょっと来てますけれども、これが11ページの地域活性化支援事業補助金になっていると思うんですが、概略は聞いてるんですが、もう少し詳しくこの事業の中身、あと可決されればですが、いつ頃、商品券だと思うんですが給付されるのか。めども計画をお教えください。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、議員おっしゃるとおりコロナ対策関連の交付金でございまして、一応今のところ物価高騰対策といたしまして、やはり皆さん電気料、その他いろいろかかってございますので、その分の村民の方に商品券等でお応えしたいと、支援したいというふうにしております。

また、このメニューの中には電力高騰対策分ということも入ってございますので、そちらのほうで先ほど若槻産業振興課長が、電気、ポンプの電気代のほうの補助ということがこちらのほうの財源にも充てております。交付の時期でございますけれども、今のところ8月とか9月辺りをめどに、今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 一応聞いてはおりますが、1世帯どのぐらいの商品券を考えておるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、1世帯2万円ほどというふうに予定しております。

以上です。

すみません、訂正いたします。配布時期ですけれども、7月下旬から8月お盆前あたりまでを考えております。

以上でございます。

- 議長（海藤邦夫君） そのほか。4番佐藤 勝君。
- 4番（佐藤 勝君） 21ページの12節の委託料、120万円、村道合海大坪線の用地調査業務委託料になっていますけれども、あそこはもう完全に完成した、開通したと思うんですけども、これから用地調査委託料というのはどういう性質なものなんですか。
- 議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。
- 地域整備課長（早坂健司君） それにつきましては、議員おっしゃるとおり本年4月に工事のほうは完成しておりますけれども、地権者と協議し、取付道路の形状を変更し、施工した箇所があります。地権者の同意を得て、工事完成後に用地調査を行い、追加買収をすることにしておりましたので、このたび業務委託の補正予算として計上させていただいておりました。
- 議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝君。
- 4番（佐藤 勝君） これ用地調査委託料ですから、調査終わった後では工事またやるという予算があるんですか。
- 議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。
- 地域整備課長（早坂健司君） 工事のほうはもう既に終わっております。
- 議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。
- 4番（佐藤 勝君） 工事終わってから、用地調査というのはちょっと変じやないかと。
- 議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。
- 地域整備課長（早坂健司君） こちらの部分に関しましては、既に本工事の際に地権者のほうと取付道路のほうの形状変更ということで、同意をいただいておりまして、買収になって、既にもう買収になっていない箇所についての取付道路の変更でしたので、面積のほうが取付道路が大きくなっていますので、その部分の追加というふうなもので、このたび調査するということでございます。（「3回やったからもういい」の声あり）
- 議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。
- 7番（佐藤雅之君） 23ページの消防費で、この間説明も受けているところではあるんですが、ぜひこれは工事は進めてほしいと思うんですけども、現実問題としては昨年度工事しているわけです。その後、いろいろ不具合が見つかったのかかもしれません、昨年度1回工事完了して、その後年内に入れずに今になっているわけですが、昨年度の工事完了という中で、そういう不具合は分からなかったんでしょうか。
- 議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長。
- 危機管理室長（東谷英真君） 議員おっしゃるとおり、昨年度令和4年の修繕工事を行ってお

りまして、その際にはそこまで、流末のほうの閉塞状況がちょっと分からなかつたという状況でございました。それで、今回前回の修繕工事を行った流末のほうから、すみません、工事を行った箇所の下のほう、そこからちょうど小松渕橋のところなんですけれども、小松渕の箇所から流末である柿崎　登さん宅の前までを計上したものでございます。

併せて、上部の取水工のところにも破損等が見受けられましたので、今回併せて行うものであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君）　去年の段階でもう少し、工事1回終わったわけですから、その前に気づけなかつたのかなというのもあるんですが、あとこの地域はガスが発生してなかなか年末も工事入れなかつたと思うんですが、これは季節に関係なく、ガスが発生する可能性があると思うんですが、工事するに当たっては、その点の、それは誰にも分からないことありますが、その懸念についてはどうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君）　東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君）　それにつきましては、現地の住民の方からも話を聞いておりまして、議員おっしゃられるとおり有毒ガスの発生箇所ということですから、天気にも関係ありますので、天気等を見ながら工事のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君）　5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君）　27ページ、12節の委託料、業務委託ですけれども、土地はどこの事案でしたっけ、お願いします。

○議長（海藤邦夫君）　羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君）　こちらにつきましては、昨年度の大雪で大量に発生した倒木や枝折れについて、文化財の保護と来訪者の安全を確保するために処理処分するものとして委託させていただくものでございます。

場所につきましては、清水城跡の本丸、内堀、外堀、そのほかに修繕にあとこれにプラスして、赤松のクロベの倒木について処理をする予定となっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君）　すると、立木、1本、1本文化財という指定はなっていないんだけれど

も、周辺含めてという意味合いですか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。文化財の保護ということが 1点、内堀、外堀の形状を維持するという観点からと、道を倒木がふさいでいるという形になりますので、来訪者の安全を確保するためという2つの観点でさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 併せて、クロベなんですけれども、また折れかかっている部分もありますので、あの辺はちょっと観察しながら対応をお願いしたいと思います。よろしいです。

○議長（海藤邦夫君） いいですか。羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） ありがとうございます。議員さんのおっしゃるとおり、クロベに関しては既に折れている部分と今ぶら下がっている危険な部分とございますので、そちらを見極めながら処分してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 19ページをお願いします。

一番下のほうに観光プロデューサー報酬とあるんですけれども、これについてちょっと教えてもらいたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 現在、産業振興課のほうに観光プロデューサーということで、小林さんが勤務されております。昨年度までは、通年勤務ということで働いていただいておりましたけれども、今年度から週3回勤務というふうなことになったということで、この分の給与等減額させていただいていること。また、旅費のほうが発生しておるんですが、これまで村の住宅のほうにお住まいであったんですけども、今お住まいは山形市の方から通勤しているというふうなことになっておりますので、その通勤費ということで旅費を計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 同じく19ページのほうの委託料かな、小型無人航空機、ドローンの委託

じゃないかと思うんですけれども、これどこを撮るんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらの事業につきましては、今後の農業農地の再編の検討ということで、検討する際に正確な現在の農地の状況を把握するというふうなことで、ドローンで農地の撮影をするというふうな事業になってございます。

場所につきましては、滝の沢地区をモデルとして、今年度実施したいというふうに考えております。こちらのほうについては、中山間地農業ルネッサンス推進支援ということで、補助金100%充当ということで実施するものでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 23ページですけれども、合海団地の浴室改修工事なんですけれども、今年度で2年度目となると思いますけれども、150万円増えていますけれども、もう1棟方、来年の分増えるとかというそういう見解でしょうか。

あとまた、物価スライドでこの値段が補正になったのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 合海の団地住宅住宅の改修などで150万円補正させていただいております。これにつきましては、当初570万円を計上しておりますが、いわゆる原材料のほうの価格の高騰や、円安などで物価上昇が続いております。4月に参考見積もりを徴した結果を受けて増額補正しております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） じゃあ仕様等は全然変わらないということで、全部同じ仕様で施工されるということでよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） そのように考えております。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 23ページお願いします。

14節の工事請負費のうちの、これ全体的に地区は滝の沢と出していますけれども、貯水槽の吸管の破損工事となっていますけれども、大蔵村には貯水槽がかなりたくさんあると思うんで、

果たして本当に水が入っているものなのか、泥がたまっていないものか、吸水のほうは装置はしっかりとしているものか、確認できていますか。入っていないやつもあると思う、泥だけ入っているやつもあります。そこ見てきていますか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） すみません、ちょっと去年まで担当していたものですから、私のほうからお答えさせていただきます。

防火水槽の残水の量だったり、防火水槽の吸水管ですけれども、吸水管部分の破損等については、各担当消防団のほうに毎年最低でも1回、本当は月1回という決まりがあるんですけれども、最低でも雪圃い等の時期に確認していただいているので、そのようにして危機管理室のほうでは把握しているという状況でございます。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 確認しているということは、大丈夫ということでいいんですね。実は大体山間部では、用水、その吸水するものは農業用水路の水路から取っていると思うんですね、大体。それは、農業用水の水路は水なんかありません。それから、管、駄目で農地が廃止になったもので、その水路を閉鎖したので、前はそこから取っていたのですが、水が流れません。だから、それを確認して大丈夫ですというのはどうかと思うんですけども。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 滝の沢地区に関しましては、現状消防団員がいないという状況になっております。それで、その周りの消防団がその任務というか、維持管理等の確認に当たっているとも思われます。私、危機管理室のほうでも直接把握できないこともございますので、そういう案件がございましたら、お近くの消防団員、もしくは危機管理室のほうに直接その話を持ってきていただければと考えております。よろしくお願ひします。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。8番斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 25ページのスクールバスの安全装置購入費、154万計上されていますけれども、それでこの装置はどのような形で機能するのか、ちょっと説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） それでは、機能を説明をさせていただきます。

今回想定しているものに関しましては、降車時確認式装置と自動検知式装置の2種類を併用

したものを見込んでおります。降車時確認式につきましては、エンジン停止後5分以内に車両後方に設置したボタンを押さないと、警報音が鳴るというものです。

自動検知式につきましては、エンジン停止から一定の時間5分、10分、15分と設定できるのですが、それを過ぎるとセンサーが作動して、車内で動くもの、震動、これらを検知して車外向けの警報が鳴るものということです。こちらの2つを併用したものを取り付ける予定にしております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 今年度の、例えば全てに装置されるということで、理解でよろしいですか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議員のおっしゃるとおりです。7台全部を補助金を活用して設置したいと思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか、2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 25ページで、教育費の中で修繕費とありますけれども、これ具体的にどういう修繕したのか教えていただきたいと思います。教育費、中学校費です、すみません。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 中学校の学校管理費の41万1,000円の需用費修繕料の40万の件でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

こちらにつきましては、校外外部に設置しております水抜栓の修繕になります。冬期間水道の凍結を防止するために、校舎内から水抜操作をするのですが、経年劣化によりパイプの中の装置が動かなくなってしまい、外部からのバルブが回らなくなって使用できなくなっているため、修繕を行うものです。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第14 議第66号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第14、議第66号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第66号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に950万円を追加し、予算の総額を歳入歳出、それぞれ1億6,120万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の30ページをお開きください。

議第66号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,120万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

36ページをお開きください。

2 歳入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金950万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費950万円。14節の工事請負費の内訳ですが、清水合海浄水場前ろ過装置の修繕工事として620万円。旧豊牧浄水場建屋の修繕工事として330万円。いずれの工事も経年劣化により設備や施設の腐食が進み、修繕が必要となったことから、このたび補正予算に計上させていただいております。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第67号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第15、議第67号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第67号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から262万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,497万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

ますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の42ページをお開きください。

議第67号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,497万2,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加藤正美

48ページをお開きください。

2 岁入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金262万8,000円の減。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費262万8,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第68号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君）　日程第16、議第68号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第68号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に188万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,678万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君）　補正予算書の54ページを御覧ください。

議第68号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,678万3,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加藤正美

60ページを御覧ください。

2　歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金188万3,000円。

次のページを御覧ください。

3　歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費188万3,000円。17節の備品購入費について説明いたします。医療診療設備購入費ということで、内視鏡の医学画像、医療画像の変換する装置でございます。内視鏡で撮影された医療画像データを国際基準の画像に変換する機械であります。電子カルテに反映するために必要な装置であります。

次に、医科歯科診療設備工事費につきましては、歯科用のストレートハンドピースという機

械でありますと、虫歯などの治療に使用するもので、歯を削る道具であります。それを1台購入ということで予定しております。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 63ページの今の備品購入費で医科診療設備購入費ということで、電子カルテとの関係で補正したということですが、その上の委託料の医療画像読影業務委託料との関係というのはあるわけですか。その分増えたということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 内科の備品購入費と、上の委託料については関係はありません。委託料につきましては、このたびの委託の増額につきましては、CTの画像を、読映を軸に考えています。今までも、現状としましても先生方が読影を行ってきてているわけなんですが、近年の病態別の、病状が多様化する中で、専門医の意見を参考にしながら、より正確な病状が診断をすることが必要であるということで、先生方の判断になりまして、電子画像を外注、インターネットとか使いまして、外注しまして、それで専門医からの読影をしていただいて、その意見を聞くという内容の委託料であります。

これにつきましては、先生方においても今後の治療やケアにおいても、診断する際の参考資料としてぜひ委託をしたいという御意向によりまして、このたび計上したものであります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） いいものもあるとは思うんですが、当初予算でなくて今になったというのは、何かあるんでしょうか。当初予算では想えていなかったんですか。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 当初予算の段階ではこういうような話はなくて、今年度2月、3月頃からいろんな、そういうふうな病状について、正確な判断も診療所でするべきではないかということ、いろいろ先生方の意見がありまして、それでこの6月議会に医療画像の読影診断の委託料ということで計上したものであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第69号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第17、議第69号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に140万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,320万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の66ページをお開きください。

議第69号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,320万6,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

大蔵村長 加藤正美

72ページをお開きください。

2 岁入

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料32万3,000円。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金その他の地域支援事業54万1,000円。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金その他の地域支援事業27万1,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金27万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業費140万6,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 75ページ、最後のところですけれども、人件費が増えているわけですが、任意事業、包括的支援事業ということで、どういった事業で人件費が上がったんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 内容というよりも、当初予算をつくって、つくったのが昨年のことであって、4月の人事異動に関わって職員が異動のあったことによる人件費の増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 職員の異動に伴っての調整ということですね。（「そうです」の声あり）分かりました。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 全て、給料、職員手当、共済費、人事異動の職員の入替えによるものでございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

○議長（海藤邦夫君） 日程第18、発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する

意見書の提出についてを議題といたします。

会議規則第14条の規定により産業建設常任委員長から提案理由の説明を求めます。佐藤勝産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 勝君） 発議第2号

大蔵村議会議長 海 藤 邦 夫 殿

提出者 大蔵村議会議員 佐 藤 勝
賛成者 大蔵村議会議員 斎 藤 光 雄

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙は皆様に配付しておりますので、御覧ください。

提案理由を申し上げます。

人口減少、高齢化が深刻化する中、継続・持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しに当たっては、農業・農産施策のフレームワーク全体の見直しも求められるため、多様な担い手を基本法にしっかりと位置づけることと、経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを求めるため、意見書を提案するものである。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第2回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠にご苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員